

目 次

第1章 総 則	1
第1節 計画作成の趣旨	2
第2節 防災の基本方針	3
第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱.....	4
第4節 防災面からみた上田市の概要	9
第2章 災害予防計画	10
第1節 火山災害に強いまちづくり	11
第2節 災害発生直前対策	17
第3節 情報の収集・連絡体制計画	18
第4節 活動体制計画	20
第5節 広域相互応援計画	23
第6節 救助・救急・医療計画	23
第7節 消防・水防活動計画	24
第8節 要配慮者支援計画	28
第9節 緊急輸送計画	28
第10節 障害物の処理計画	29
第11節 避難の受入活動計画	30
第12節 男女共同参画の視点による防災対策.....	38
第13節 孤立防止対策	39
第14節 食料品等の備蓄・調達計画	41
第15節 給水計画	41
第16節 生活必需品の備蓄・調達計画	41
第17節 危険物施設等災害予防計画	42
第18節 電気施設災害予防計画	44
第19節 都市ガス施設災害予防計画	45
第20節 上水道施設災害予防計画	46
第21節 下水道施設災害予防計画	47
第22節 通信・放送施設災害予防計画	48
第23節 鉄道施設災害予防計画	48
第24節 災害広報計画	48
第25節 土砂災害等の災害予防計画	49
第26節 防災都市計画	52
第27節 建築物災害予防計画	53

第28節	道路及び橋梁災害予防計画	54
第29節	河川施設等災害予防計画	55
第30節	ため池災害予防計画	56
第31節	農林水産物災害予防計画	57
第32節	二次災害の予防計画	58
第33節	防災知識普及計画	59
第34節	防災訓練計画	62
第35節	災害復旧・復興への備え	62
第36節	自主防災組織等の育成に関する計画.....	62
第37節	企業防災に関する計画	63
第38節	ボランティア活動の環境整備	65
第39節	災害対策基金等積立及び運用計画	65
第40節	火山災害対策に関する調査研究及び観測.....	66
第41節	観光地の災害予防計画	67
第42節	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進.....	68
第3章	災害応急対策計画	69
第1節	災害直前活動	70
第2節	災害情報の収集・連絡活動	75
第3節	非常参集職員の活動	75
第4節	広域相互応援活動	75
第5節	ヘリコプターの運用計画	75
第6節	自衛隊の災害派遣	75
第7節	救助・救急・医療活動	75
第8節	消防・水防活動	76
第9節	要配慮者に対する応急活動	78
第10節	緊急輸送活動	79
第11節	障害物の処理活動	82
第12節	避難受入及び情報提供活動	84
第13節	孤立地域対策活動	99
第14節	食料品等の調達供給活動	99
第15節	飲料水の調達供給活動	99
第16節	生活必需品の調達供給活動	99
第17節	保健衛生、感染症予防活動	99
第18節	遺体の搜索及び処置等の活動	99
第19節	廃棄物の処理活動	100
第20節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動.....	100
第21節	危険物施設等応急活動	100

第22節	電気施設応急活動	100
第23節	都市ガス施設応急活動	100
第24節	上水道施設応急活動	100
第25節	下水道施設応急活動	101
第26節	通信・放送施設応急活動	101
第27節	鉄道施設応急活動	101
第28節	災害広報活動	101
第29節	土砂災害等応急活動	102
第30節	建築物災害応急活動	103
第31節	道路及び橋梁応急活動	104
第32節	河川施設等応急活動	105
第33節	災害の拡大防止と二次災害の防止活動.....	106
第34節	ため池災害応急活動	109
第35節	農林水産物災害応急活動	109
第36節	文教活動	110
第37節	飼養動物の保護対策	113
第38節	ボランティアの受入れ体制	113
第39節	義援物資及び義援金の受入れ体制	113
第40節	災害救助法の適用	113
第41節	観光地の災害応急対策	114
第4章	災害復旧計画	115
第1節	復旧・復興の基本方針の決定	116
第2節	迅速な原状復旧の進め方	116
第3節	計画的な復興	116
第4節	資金計画	116
第5節	被災者等の生活再建等の支援	116
第6節	被災中小企業等の復興	116
第5章	継続災害への対応方針	117
第1節	避難対策	118
第2節	安全確保対策	119
第3節	被災者の生活支援対策	121

平成 26 年 2 月一部修正

平成 27 年 3 月一部修正

平成 28 年 3 月一部修正

平成 29 年 3 月一部修正

平成 30 年 2 月一部修正

平成 31 年 3 月一部修正

令和 2 年 3 月一部修正

令和 3 年 3 月一部修正

令和 4 年 3 月一部修正

令和 5 年 3 月一部修正

令和 6 年 3 月一部修正

令和 7 年 3 月一部修正

第 1 章 総 則

第1節 計画作成の趣旨

1 計画の目的

この計画は、市民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な災害に備え、対処するため、雲仙普賢岳噴火災害など過去の大規模な災害の経験を教訓に、社会構造の変化を踏まえ、市、県、公共機関、事業者及び市民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき、上田市防災会議が作成する「上田市地域防災計画」の「火山災害等対策編」として、大規模な火山災害、雪害、林野火災等の事故災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。

3 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。

第2節 防災の基本方針

→ 風水害対策編 参照

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 上田市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 上田地域広域連合消防本部

上田地域広域連合消防本部は、自らその権限に属する防災活動を実施するとともに、上田地域広域連合消防計画の定めるところにより必要な防災活動を実施する。

3 長野県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、上田市域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導助言等の措置をとる。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 上田市

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
上田市	(1) 防災会議、災害対策本部に関すること (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること (3) 被災施設の応急措置に関すること (4) 市域の災害に関する情報の伝達、情報収集及び被害調査に関すること (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること (6) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること (7) 火山防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること (8) 市内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること (9) その他防災に関すること

2 上田地域広域連合消防本部

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
上田地域広域連合 消防本部	(1) 消防力の整備に関すること (2) 防災のための調査に関すること (3) 防災教育訓練に関すること (4) 災害の予防、警戒及び防ぎよに関すること (5) 災害時の避難、救助、救急に関すること (6) その他災害対策に関すること

3 長野県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県	(1) 長野県防災会議、長野県警戒本部及び長野県災害対策本部に関すること (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること (4) 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること (7) 火山防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること (8) 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること (9) その他火山防災に関すること

4 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
関東管区警察局	(1) 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関すること (2) 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること (3) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること (4) 災害時における管区内各県警察の相互援助の調整に関すること
関東財務局 (長野財務事務所)	(1) 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること (2) 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること
関東信越厚生局	(1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること (2) 関係機関との連絡調整に関すること
関東農政局 (長野支局)	(1) 災害予防対策 ア ダム、堤防、樋門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること イ 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること (2) 応急対策 ア 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること イ 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること ウ 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること エ 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること オ 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること (3) 復旧対策 ア 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること イ 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること

中部森林管理局	(1) 防災上の治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること (2) 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること (3) 災害応急対策用材の供給に関すること
関東経済産業局	(1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること (2) 被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関すること (3) 被災中小企業の振興に関すること
中部経済産業局	電気の供給の確保に必要な指導に関すること
関東東北産業保安監督部	(1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関すること (2) 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること
中部近畿産業保安監督部	電気の保安に関すること
北陸信越運輸局	災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあつせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること
東京航空局 (東京空港事務所 松本空港出張所)	(1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関すること (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること
東京管区気象台 (長野地方気象台)	(1) 噴火警報等の伝達、解説に関すること (2) 防災知識の普及に関すること (3) 災害防止のための統計調査に関すること
信越総合通信局	(1) 災害時における通信・放送の確保に関すること (2) 非常通信に関すること (3) 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること (4) 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用機器の貸出に関すること
長野労働局	(1) 工場、事業場における自主的な避難、救助等の教育訓練に関すること (2) 被災労働者及び被災事業主に対する応急対策の実施に関すること
関東地方整備局 北陸地方整備局 中部地方整備局	(1) 災害予防 ア 所管施設の耐震性の確保 イ 応急復旧用資機材の備蓄の推進 ウ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 エ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制定 オ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 (2) 応急・復旧 ア 防災関係機関との連携による応急対策の実施 イ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 ウ 所管施設の緊急点検の実施 エ 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施
中部地方環境事務所	(1) 有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関すること (2) 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関すること
関東地方測量部	(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること (3) 地殻変動の監視に関すること

5 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第13普通科連隊	(1) 災害時における人命又は財産の保護のための応急救護活動に関すること (2) 災害時における応急復旧活動に関すること

6 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便(株)信越支社 (市内郵便局)	(1) 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務 取扱い及び援護対策等に関する事 (2) 災害時における窓口業務の確保に関する事
東日本旅客鉄道(株) 長野支社(上田駅)	(1) 鉄道施設の防災に関する事 (2) 災害時における避難者の輸送に関する事
日本貨物鉄道(株) (関東支社長野支店)	災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関する事
電気通信事業者	(東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDD I (株)、ソフトバ ンク(株)、楽天モバイル(株)) (1) 電気通信設備の保全に関する事 (2) 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関する事
日本銀行 (松本支店)	(1) 金融機関の支払いに対する現金の準備に関する事 (2) 損傷通貨の引換えに関する事
日本赤十字社 (長野県支部)	(1) 医療、助産等救助、救護に関する事 (2) 地震災害救助等の奉仕者の連絡調整に関する事 (3) 義援金品の募集に関する事
国立病院機構 (関東信越ブロック)	医療、助産等救助、救護に関する事
日本放送協会 (長野放送局)	気象予報及び警報、災害情報等広報に関する事
日本通運(株) (長野支店)	災害時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力にすること
中部電力 パワーグリッド(株)	(1) 電力施設の保全、保安に関する事 (2) 電力の供給に関する事
東日本高速道路(株) (佐久管理事務所)	上信越自動車道の防災に関する事

7 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
土地改良区	(1) ため池、ダム及び水こう門の防災に関する事 (2) 排水機場の改良及び復旧に関する事
ガス会社	(上田ガス(株)、帝石パイプライン(株)、長野都市ガス(株)) (1) ガス施設の保全、保安に関する事 (2) ガスの供給に関する事
鉄道会社	(上田電鉄(株)、しなの鉄道(株)) 災害時における鉄道車両による救助物資及び避難者等の輸送の協力に 関すること
路線バス会社	(千曲バス(株)、(公社)長野県バス協会) 災害時における路線バスによる避難者の輸送の協力に関する事
貨物自動車運送 事業者	((公社)長野県トラック協会) 災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関するこ と
放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエ ム放送(株)、(株)上田ケーブルビジョン) 天気予報及び警報、災害情報等広報に関する事

医師会、歯科医師会	(上田市医師会、小県医師会、上田小県歯科医師会) 災害時における医療、助産等救護活動の実施に関する事
上田薬剤師会	災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関する事
(一社)長野県LP ガス協会	液化石油ガスの安全に関する事
(社福)長野県社会 福祉協議会	(1) 災害ボランティアに関する事 (2) 災害派遣福祉チーム(DWAT)に関する事

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
信州うえだ農業協同組合	(1) 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事 (2) 農作物の災害応急対策の指導に関する事 (3) 被災農家に対する融資、あっせんに関する事 (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関する事 (5) 農産物の需給調整に関する事
信州上小森林組合	(1) 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事 (2) 被災組合員に対する融資、あっせんに関する事 (3) 木材の供給と物資のあっせんに関する事
上田市防災支援協会	災害等の応急措置に関する事
上小漁業協同組合	(1) 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事 (2) 被災組合員に対する融資、あっせんに関する事 (3) 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧に関する事
商工会、商工会議所等 商工業関係団体	(1) 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事 (2) 被災組合員の融資、あっせんの協力に関する事 (3) 災害時における物価安定の協力に関する事 (4) 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関する事
病院等医療施設の管理者	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事 (2) 災害時における入院者の保護及び誘導に関する事 (3) 災害時における病人等の収容及び保護に関する事 (4) 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関する事
社会福祉施設の管理者	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事 (2) 災害時における利用者・入所者の保護及び誘導に関する事
金融機関	被災事業者等に対する資金融資に関する事
学校法人	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事 (2) 災害時における教育対策に関する事 (3) 被災施設の災害復旧に関する事
危険物施設及び高圧ガス 施設の管理者	(1) 安全管理の徹底に関する事 (2) 防護施設の整備に関する事
(株)上田ケーブルビジョン 丸子テレビ放送(株)	災害に関する情報等広報に関する事
青年団、婦人会等	市が行う災害応急対策の協力に関する事

第4節 防災面からみた上田市の概要

→ 風水害対策編 参照

第 2 章 災害予防計画

第1節 火山災害に強いまちづくり

(都市建設部、消防本部、上下水道局)

第1 基本方針

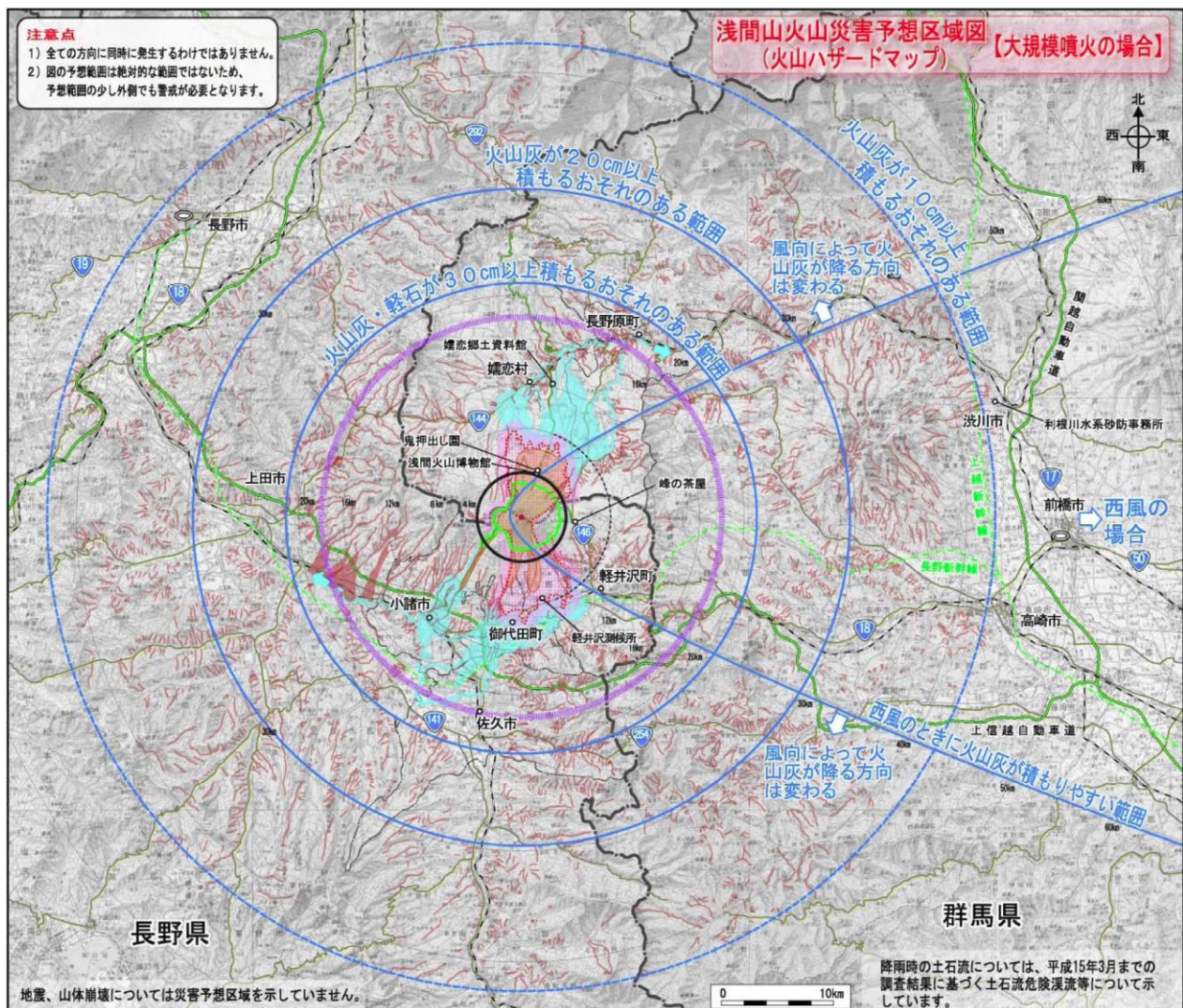
市は、地域及び各火山活動の特性に配慮しつつ、火山災害に強いまちづくりを行うものとする。

第2 浅間山の概要

浅間山（標高 2,568m）は複雑な形成史を持つ複合火山で、黒斑火山、仏岩火山、軽石流の順に生じ、数千年前から前掛火山が形成され、山頂部の釜山は現在も活動中である。

有史後の活動はすべて山頂噴火で、山頂火口（長径東西 500m、短径南北 440m）内の地形、特に深さは、火山の活動の盛衰に応じて著しく変化する。山頂火口は、常時噴気しており、西山腹の地獄谷にも硫気孔がある。爆発型（ブルカノ式）噴火が特徴で、噴火に際しては火砕流が発生しやすい。1108 年（天仁の噴火）、1783 年（天明の噴火）には溶岩流も発生した。噴火の前兆現象として、火口直下に浅い地震（B 型）が頻発することがある。

今後、浅間山に大規模噴火が発生した場合、上田市は空振被害、火山灰・軽石 30cm 以上、降雨時の土石流災害等を被る可能性が想定されている。



浅間山火山災害予想区域図

第3 主な取組み

- 1 交通・通信施設の火山災害に対する安全性の確保、治山、治水、砂防事業等の総合的、計画的推進等火山災害に強い市土を形成する。
- 2 総合的災害対策の推進等による火山災害に強いまちづくりを推進する。

第4 計画の内容

1 火山災害に強い市土づくり

- (1) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、火山災害から市域及び市民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮するものとする。
- (2) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。
- (3) 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物・施設の安全性の確保等に努めるものとする。
- (4) 火山災害に強い市土の形成を図るため、治山、治水、砂防事業等を総合的、計画的に推進するものとする。
- (5) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。
- (6) 一部の火山現象については、発生後、短時間で居住地域に到達する可能性があることから、生命に危険のある現象の発生前に、住民等の避難を行うことができる体制の構築に努めるものとする。
- (7) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、火山防災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

2 火山災害に強いまちづくり

(1) 火山災害に強いまちの形成

- ア 必要に応じ、各火山について噴火現象等を想定し、適切な土地利用への誘導を行うとともに、警戒避難対策に必要な機器の整備を図り、警戒避難体制の強化・拡充を図るものとする。
- イ 火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し、あらかじめ避難のための道路等の整備の推進に努めるものとする。その際、各火山の特性を十分考慮するものとする。
- ウ 登山者等に対する適切な情報提供と安全対策の構築に努めるものとする
- エ 火山防災協議会場の場を活用する等により、退避壕・退避舎等の必要性について検討し、退避壕・退避舎等の整備推進を図るものとする。
- オ 適切な土地利用の誘導、警戒避難対策の推進、住民等への情報提供等を効果的に行うため、各火山の特性を考慮した火山に関するハザードマップの整備を推進するものとする。
- カ 道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。
- キ 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不

明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

ク 火山災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、火山災害の要因となる現象（火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流、噴石、降灰等）とその規模が多様であることを考慮し、現象の影響が及ぶ範囲と程度を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。

ケ 火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査するものとする。なお、火山活動の状況や推移に関する総合的な評価を行う火山調査研究推進本部と連携するものとする。

コ 火山災害はその要因となる現象が多様であること、現象の推移等の把握や予測が難しいことから、日頃より、火山防災協議会等の枠組みを活用し、国等関係機関、火山専門家等と相互に連携して、避難体制の構築等の火山災害対策の推進に努めるものとする。

（２）火山災害に対する建築物等の安全性

不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等については、火山災害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

（３）ライフライン施設の機能の確保

ア ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設、廃棄物処理施設等の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

イ コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

（４）降灰対策

活動火山対策特別措置法に基づく施策等を推進することにより、火山噴火に伴う降灰が火山周辺地域の住民の生活等に及ぼす支障を軽減することに努めるものとする。

（５）災害応急対策等への備え

ア 次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図るものとする。

イ 噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達する恐れがあり、噴火発生前から住民、登山者等へ避難指示等を行わなければならない場合がありえる事に十分留意して災害応急対応を講じるものとする。

ウ 指定緊急避難場所、指定避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。

- エ 防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。(別記参照)
- オ 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど協力体制を構築し、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。
また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。
- カ 民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力などの活用に努めるものとする。
- キ 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。
また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。
- ク 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。
- ケ 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

（別記）防災機能を有する道の駅一覧 → 風水害対策編 参照

（6）火山災害警戒地域の指定

- ア 活動火山対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣が火山の爆発による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を、火山災害警戒地域として指定した場合、その警戒地域を区域に含む市町村は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し、必要な協議を行うための火山防災協議会を組織する。なお、県内に火山災害警戒地域を含まない火山防災協議会にも、当該都道府県及び市町村に必要と認められた時は、任意に当該協議会に参加することができる。
- イ 火山災害警戒地域の指定があった場合は、市地域防災計画において次の事項を定めるものとする。
 - （ア）火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発令・伝達に関する事項
 - （イ）警戒地域内の住民等がとるべき立退きの準備その他の避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項
 - （ウ）避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - （エ）避難・救助に係る広域調整に関する事項
 - （オ）その他必要な警戒避難体制に関する事項
 - （カ）避難促進施設に関する事項

警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものについて、避難促進施設として、これらの施設の名称及び所在地を定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設について、市は、火山現象発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確

保が図られるよう、市地域防災計画において、火山現象の発生及び推移に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。

なお、避難促進施設に指定された施設は、避難確保計画を作成又は変更し公表するとともに、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成又は変更した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市長に報告するものとする。

ウ 火山防災協議会では、警戒避難体制の整備に必要な事項について、当該火山における統一的な防災体制を検討するため、「噴火シナリオ」「火山ハザードマップ」「噴火警戒レベル」「避難計画」等の一連の警戒避難体制について協議するものとする。

エ 市防災会議は、市地域防災計画において、活動火山対策特別措置法第6条第1項の事項について、定めるときは火山防災協議会の意見を聴くものとする。

オ 市地域防災計画に基づき、火山災害警戒地域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、登山者等に周知させるため、火山防災協議会における検討を踏まえ、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップに避難対象地域、避難場所や避難経路、避難手段といった避難計画の内容、噴火警戒レベルの解説や情報伝達に関する事項など、住民や登山者等に必要な防災上必要な情報を付加した火山防災マップの配布その他の必要な措置を講じるものとする。

(7) 避難経路の設定

住民、登山者等が安全に避難できるように、避難対象地域から避難所等までの避難経路を明確に定めておくものとする。避難経路の設定にあたっては火山防災協議会が定める避難計画に基づき定めるものとする。

(8) 避難促進施設の指定

市防災会議は、避難促進施設の指定にあたり、各火山防災協議会において検討を行う火山現象影響範囲を踏まえるものとする。ただし、具体的な基準が各火山防災協議会において検討された場合には、その基準を基本とする。

(9) 避難促進施設の支援

必要に応じて火山防災協議会の意見を求めつつ、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成及び変更並びに避難訓練を実施に関し必要な情報提供、助言等の援助を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。

3 火山防災協議会が実施する計画

活動火山対策特別措置法第4条に基づく火山防災協議会は、火山災害の特徴に応じた警戒避難体制を整備するため、関係する都道府県及び市町村が一同に会し、かつ火山現象について専門的知見を有する様々な者が参画して、「火山単位」の統一的な警戒避難体制について下記事項の協議を行うものとする。

- (1) 噴火に伴う現象（主に、噴石、火砕流、融雪型泥流といった噴火直後に人的被害につながり得る噴火現象を想定。火山の実情に応じ、火山ガスや降灰後の土石流なども含む。）と及ぼす影響の推移を時系列で示した「噴火シナリオ」
- (2) 影響範囲を地図上に示した「火山ハザードマップ」

- (3) 噴火シナリオや火山ハザードマップを基に、噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災行動を定めた「噴火警戒レベル」
- (4) 避難場所や避難経路、避難手段等を示した具体的な「避難計画」等の一連の警戒避難体制
- (5) 登山者や旅行者を想定した訓練の実施
- (6) 火山活動の変化等をより早期に把握するため、山小屋の管理人等からの情報に関する気象庁や大学等の火山監視観測・調査研究機関への情報伝達体制
- (7) 退避壕や退避舎等の整備の推進について、その必要性についての検討

第2節 災害発生直前対策

(全部局、総務部)

第1 基本方針

火山災害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるよう、あらかじめ、情報伝達体制、避難誘導体制を整備しておく必要がある。

第2 主な取組み

- 1 火山の異常を把握した際、住民、登山者等に対して行うわかりやすい情報提供及び情報伝達手段の体制強化を図る。
- 2 住民の避難誘導体制を整備する。

第3 計画の内容

- 1 住民、登山者等に対する情報の伝達体制の整備
住民に対する情報の伝達体制の整備、噴火警報等の発表の基準、伝達の経路については、第3章第1節「災害直前活動」のとおりであるが、市は、県、気象台、関係機関との連携をとりながら、火山活動に異常が生じた際に、情報伝達活動が円滑に行えるよう体制の整備を図るものとする。
- 2 避難誘導体制の整備
 - (1) 市及び県は、火山噴火等により、住民の生命、身体等に、危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく必要がある。
 - (2) 市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。
 - (3) 指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、広域避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

第3節 情報の収集・連絡体制計画

(総務部、消防本部)

第1 基本方針

災害時には各機関が出来る限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

市、県、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努めわかりやすい情報提供、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てるものとする。

第2 主な取組み

- 1 防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図るとともにわかりやすい情報提供、関係機関の連携強化に努める。
- 2 市は、防災関連情報のデータベース化を図り、火山に関するハザードマップの作成や地理情報システムの構築に努める。
- 3 確実に情報が伝達されるよう情報伝達手段の多ルート化等を推進する。

第3 計画の内容

1 情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 県及び関係機関と連携し、最新の火山情報が確実に伝達できるよう、火山関係者との情報共有を図るものとする。
- (2) 関係機関と協力し、噴火警戒レベル1の段階も含めた防災対応について検討を行うものとする。
- (3) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者、目標時間等を定めておくものとする。
- (4) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。
- (5) 公共施設（学校、公民館等）を情報通信の拠点とした市内におけるネットワークの整備について研究する。
- (6) 総合的な情報収集を行うため「モニター情報制度」の設置を研究する。
- (7) 「長野県防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努めるものとする。
- (8) 国関係機関、県及び公共機関等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム(SOBO-WE B)に集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用するものとする。
- (9) 情報収集手段としてパソコンネットワーク等の活用を推進する。
- (10) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。
- (11) 噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報等の火山防災情報を住民、登山者等に伝達する体制を整備するものとする。
- (12) 火山防災情報の登山者への伝達をより確実にするため、緊急速報メール、登録制メールなど、

地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図るものとする。

2 情報の分析整理

市は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により災害情報等共有化、住民への周知を図る。

また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用等を図り、るものとする。また、火山防災協議会の構成員である火山専門家等の意見を活用できるよう努め、被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するほか、総合的な防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努めるものとする。

3 通信手段の強化

- (1) 防災行政無線を整備し、老朽化した設備の更新を図るものとする。
- (2) 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所への設置するよう努める。
- (3) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られるシステムを構築するよう努める。
- (4) 通信が途絶している地域で、職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるとともに、火山災害時を想定した非常通信訓練を行う。
- (5) 衛星携帯電話、MC A移動無線、公共安全モバイルシステム等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。

第4節 活動体制計画

(全部局、総務部)

第1 基本方針

災害時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。

このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等、災害時における活動体制の整備を図るものとする。

第2 主な取り組み

- 1 職員による配備活動体制の整備、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。
- 2 防災会議を設置し、その円滑な運営を図る。
- 3 防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等災害時の防災中枢機能の確保を図る。
- 4 複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。
- 5 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

第3 計画の内容

1 職員の参集・活動体制

- (1) 職員の安全の確保に十分に配慮した職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ、見直しを行うものとする。その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討するものとする。
また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする。
- (2) 災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。
- (3) 応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家の知見の活用等により人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。
- (4) 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。

2 組織の整備

- (1) 災害対策基本法第16条に基づき、上田市防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性及び地域特性に対応した上田市地域防災計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進するものとする。
- (2) 地域の火山対策会議の設置・運営に協力するものとする。

3 防災中枢機能等の確保

- (1) 地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるものとする。

また、上記施設が機能不全となった場合の防災中枢機能確保体制の構築について検討を行うものとする。

- (2) 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討するものとする。
- (3) 市は災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

4 複合災害への備え

災害対策にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要因・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めるものとする。

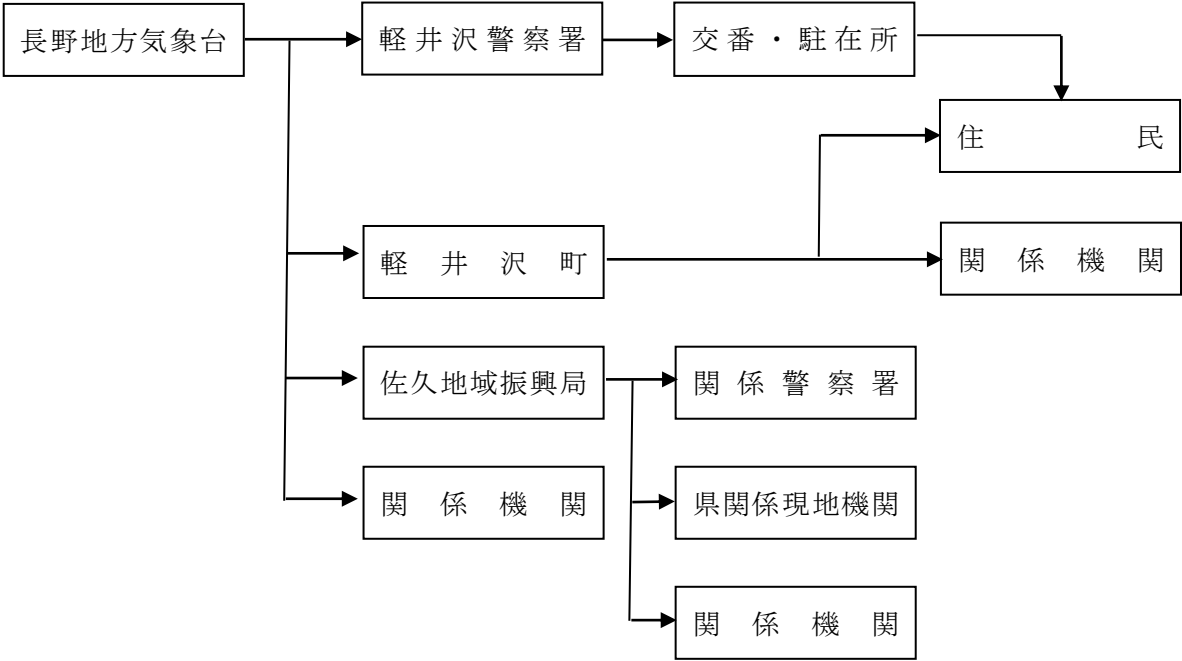
5 業務継続性の確保

災害時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

- (1) 災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。
- (2) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。
- (3) 災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

(参考) 火山対策会議の情報伝達系統図

ア 浅間山火山対策会議



第5節 広域相互応援計画

→ 風水害対策編 参照

第6節 救助・救急・医療計画

→ 風水害対策編 参照

第7節 消防・水防活動計画

(総務部、都市建設部、消防本部)

第1 基本方針

大規模災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

また、水防活動についても、迅速かつ的確に実施できるように、資器材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

第2 主な取組み

- 1 消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等の事項について、あらかじめ計画を定める。
- 2 資機材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

第3 計画の内容

1 消防計画

「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、火山災害等大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期するものとする。

その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組むものとする。

(1) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進するものとする。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団活性化総合整備事業等を活用した消防団の施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層の加入促進を図り、消防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図るものとする。

また、消防の広域再編による、広域消防体制の推進を図るものとする。

(2) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態が予想されることから、防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図るものとする。

(3) 被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状

況を考慮した被害想定を行うものとする。

(4) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における、消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とする。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、火山災害等大規模災害発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図るものとする。

(5) 火災予防

ア 防火思想、知識の普及

災害時における火災を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する災害時の火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図るものとする。

イ 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の設置者等に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導するものとする。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図るものとする。

ウ 危険物保有施設への指導

化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により、次に掲げるような混触発火が生じないように、管理の徹底に努めるよう指導する。

(ア) 可燃物と酸化剤の混合による発火

(イ) 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火

(ウ) 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

(6) 活動体制の整備

大規模災害発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定めるものとする。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図るものとする。

また、大規模火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等、火災防御計画等を定めるものとする。

大規模災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の

地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立するものとする。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立するものとする。

2 水防計画

次の責任分担に応じて、その所管する事項を実施する。

- (1) 水防組織、水防団、消防団の確立・整備
- (2) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資器材の備蓄ほか次に掲げる事項
 - ア 重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認
 - イ 緊急時に使用できる農家、資材業者等の資器材在庫量の把握及び協力体制の整備
- (3) 通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備
- (4) 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視
- (5) 河川ごとの水防工法の検討
- (6) 居住者への立退の指示体制の整備
- (7) 洪水時等における水防活動体制の整備
- (8) 他の水防管理団体との相互応援協定の締結
- (9) 浸水想定区域に指定された場合は区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難計画の作成
- (10) 地域防災計画において、浸水想定区域内にある地下街等の施設の名称及び所在地を定める。
- (11) 地域防災計画において、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。
- (12) 地域防災計画において、浸水想定区域内にある大規模工場等で洪水時に浸水の防止を図る必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。
- (13) (10)～(12)に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備
なお、指定水防管理団体においては、上記に加えて次の事項を実施する。
- (14) 水防機関の整備
- (15) 水防計画の策定
- (16) 水防協議会の設置
- (17) 水防訓練の実施（年1回以上）
 - ア 水防技能の習熟
 - イ 水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発
 - ウ 災害時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練
- (18) 河川管理者の協力が必要な事項

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- ア 河川に関する情報の提供
- イ 重要水防箇所の合同点検の実施
- ウ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- エ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理

者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与

オ 水防活動の記録及び広報

(19) 河川に関する情報の提供

(18) アに関し、河川管理者は、水防管理団体への河川に関する情報の伝達方法を定めるものとする。

(20) 水防計画の策定にあたっては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

3 防災上重要な施設の管理者等が実施する計画

(1) 地下街等の所有者又は管理者が実施する計画

ア 地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

イ 地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛消防組織を設置するものとする。また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画を公表するものとする。

(2) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者が実施する計画

ア 地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施に努めるものとする。

イ 地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく自衛消防組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

(3) 大規模工場等の所有者又は管理者が実施する計画

ア 地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練を実施に努めるものとする。

イ 地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛消防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。

第8節 要配慮者支援計画

→ 風水害対策編 参照

第9節 緊急輸送計画

→ 風水害対策編 参照

第10節 障害物の処理計画

(都市建設部、関係機関)

第1 基本方針

火山活動による火山灰、泥流などにより道路は、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど、有事に備えるものとする。

第2 主な取組み

- 1 応急対策に必要な専門的技術者を確保する体制の整備を図る。
- 2 障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。

第3 計画の内容

関係団体と障害物の処理について調整し、あらかじめ体制を整備するものとする。

第11節 避難の受入活動計画

(総務部、市民まちづくり推進部、健康こども未来部、都市建設部、教育委員会)

第1 基本方針

災害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、火山噴火や火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、危険な区域の住民は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図るものとする。

また、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の感染症対策や生活環境改善が求められている。

そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備えるものとする。

第2 主な取組み

- 1 避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。
- 2 指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに避難時のための環境整備を図る。
- 3 市及び県は住宅の確保等を迅速に行うため体制の整備を図る。
- 4 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。

第3 計画の内容

1 避難計画の策定等

- (1) 市及び県は、火山防災協議会等における検討を通じた火山災害予想区域内の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。
- (2) 市は、予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、感染症の対応に関する情報を提供するものとする。
- (3) 避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努めるものとする。

ア 避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法

イ 高齢者等避難の発令基準及び伝達方法

(避難指示・高齢者等避難については風水害対策編第3章第12節を参照)

ウ 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者

エ 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法

オ 指定緊急避難場所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(ア) 給食措置

- (イ) 給水措置
- (ウ) 毛布、寝具等の支給
- (エ) 衣料、日用品の支給
- (オ) 負傷者に対する救急救護

カ 指定避難場所の管理に関する事項

- (ア) 避難受入れ中の秩序保持
- (イ) 避難住民に対する災害情報の伝達
- (ウ) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
- (エ) 避難住民に対する各種相談業務

キ 広域避難地等の整備に関する事項

- (ア) 受入れ施設
- (イ) 給水施設
- (ウ) 情報伝達施設

ク 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

- (ア) 平常時における広報
 - a ホームページ、SNS による周知
 - b 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - c 住民に対する巡回指導
 - d 防災訓練等
- (イ) 災害時における広報
 - a ホームページ、SNS による周知
 - b 広報車による周知
 - c 避難誘導員による現地広報
 - d 住民組織を通じた広報

なお、市は、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずるべきことにも留意するものとする。

(4) 避難行動要支援者対策

市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

(5) 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

また、帰宅困難者の発生を抑制するために、事業所等に対して、備蓄や災害対応マニュアルの作成を促すなど普及啓発を図る。

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

2 避難場所等の確保

市は、自治会内に留まる程度の小規模な災害の場合には、第一次避難場所の開設を自治会に要請し、被害の拡大が予想される場合は、指定緊急避難場所及び指定避難所（第二次避難場所）を市が開設するものとする。

（1）第一次避難場所

自治会は、住民が避難する場所を予め定めておくものとし、避難場所の開設と管理を行う。

自治会館の建物（避難施設）と駐車場や広場（避難地）とに役割を分け、災害時は広場などで一時避難し、施設の安全が確保されるまで避難受入れを行わないものとする。

初期避難場所	隣組程度が避難できる規模の空き地等。
第一次避難場所	自治会単位で避難できる場所。 災害時に市からの要請又は地域の自主判断によって開設管理し、一時的に集合・避難する場所。また、自治会内の安否確認を行う場所でもある。

（2）指定緊急避難場所及び指定避難所（第二次避難場所）

市は、住民が避難する場所を指定緊急避難場所及び指定避難所として予め指定し、指定緊急避難場所及び指定避難所の開設と管理を行う。

ア 指定緊急避難場所は、災害時に一時的に身の安全を確保する校庭や広場などである。自動車やテントでの短中期の避難も想定される。

イ 指定避難所は、体育館や校舎などの建物であり、自宅等での生活が確保されるまで、一時的に受入れする施設である。災害時は、施設の安全が確保されるまで原則として避難受入れを行わないものとする。

（3）特別避難場所（上田城跡公園）

特別避難場所とは、自然災害、都市災害が発生した際、地域防災拠点（小・中学校）での避難生活が困難な在宅要配慮者（認知症や寝たきり状態にある高齢者や障がいを持つ人、保護者のいない乳幼児や小学校低学年の児童または傷病者など）に対してケアができる場所として指定された二次的な避難場所である。

（4）市は、都市公園、公民館、学校等の公共施設を対象に、地域的な特性や過去の訓練、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、平常時から住民への周知徹底を図るものとする。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、地域防災計画に掲載するものとする。

- (5) 指定避難所の円滑な運営のため、地域住民や自主防災組織からなる避難所運営委員会の協力のもと、市及び施設管理者による「指定避難所運営マニュアル」の整備を図る。なお、本マニュアルの作成にあたっては、障がい者、男女の視点など多様な意見を反映し、どこの指定避難所でもストレスの少ない避難生活が送れるように努めるものとする。
- (6) 指定緊急避難場所については、洪水、がけ崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

なお指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間であることに努めるものとする。
- (7) 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定避難所の相互提供等について協議しておくものとする。
- (8) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮するものとする。
- (9) 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。
- (10) 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- (11) 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

3 避難所の確保

- (1) 指定避難所については、避難者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。
- (2) 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。
- (3) 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

- (4) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。
- (5) 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
- (6) 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。
- (7) 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。
- (8) 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておくものとする。
- (9) 指定避難所に指定した施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努めるものとする。
- なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。
- (10) 避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。
- (11) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。
- (12) テレビ、携帯ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行うものとする。
- (13) 指定された指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド（以下「段ボールベッド等」という。）、パーティション、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、灯油、エルピーガスなどの常設

に努めるものとする。なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

- (14) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。

なお、災害時に指定避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うとともに、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

- (15) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害時における避難行動要支援者の緊急受け入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。
- (16) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めている。
- (17) 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」（令和4年3月改定）、長野県避難所 TKB スタダード等を参考として、各指定避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。
- (18) マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。
- (19) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
- (20) 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮するものとする。
- (21) 安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。
- (22) 市及び指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

4 住宅の確保体制の整備

- (1) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- (2) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- (3) 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。
- (4) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。
- (5) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。
- (6) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整

備する。

5 学校における避難計画

市立の学校においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておくものとする。

また、私立学校に対し迅速かつ適切な避難行動が図られるよう避難計画の一層の充実を指導するものとする。

(1) 防災計画（教育委員会）

ア 学校長は、火山災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておくものとする。なお、この計画作成にあたっては市、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議するものとする。

イ 学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、市教育委員会（以下「市教委」という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。

ウ 防災計画には、以下の事項を定めておくものとする。

- (ア) 災害対策に係る防災組織の編成
- (イ) 災害に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法
- (ウ) 市教委、市、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
- (エ) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
- (オ) 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
- (カ) 児童生徒等の帰宅と保護の方法
- (キ) 児童生徒等の保護者への引き渡し方法
- (ク) 児童生徒等が登下校の途中で火山災害等にあった場合の避難方法
- (ケ) 児童生徒等の救護方法
- (コ) 初期消火と重要物品の搬出の方法
- (サ) 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む）の点検方法
- (シ) 指定避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
- (ス) 防災訓練の回数、時期、方法
- (セ) 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
- (ソ) 災害後における応急教育に関する事項
- (タ) その他、学校長が必要とする事項

(2) 施設・設備の点検管理（教育委員会）

学校における施設・設備の点検管理は以下の事項に留意し、適切に行う。

ア 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が、災害の発生によりどのような破損につながりやすいに留意して点検する。

イ 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。

ウ 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。

(3) 防火管理（教育委員会）

災害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

ア 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器具についても点検する。

イ 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

(4) 避難誘導（教育委員会）

ア 避難経路及び避難場所は、第一、第二の避難経路及び避難場所を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。

イ 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、以下の事項に留意する。

(ア) 児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする

(イ) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする

(ウ) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする

(エ) 登下校時、在宅時における災害時の場合にも対応できるものとする

(5) 私立学校に対する指導

私立学校については、市立学校の対策に準じて整備するよう指導する。

6 在宅避難者等の支援

(1) 現状及び課題

以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じる恐れがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。

ア 在宅避難者（被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。）

イ 親戚宅等避難者（親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同じ。）

加えて在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害する恐れが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。

(2) 実施計画

住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努めるものとする。

第12節 男女共同参画の視点による防災対策

→ 風水害対策編 参照

第13節 孤立防止対策

(総務部、健康福祉部、都市建設部、消防本部)

第1 基本方針

長野県を縦断する火山帯には、なお活動を続けている浅間山及び焼岳があり、又昭和54年には御嶽山が有史以来はじめて噴火する等、火山性異常現象が間欠的に発生している。更に隣接県にもいくつかの活火山があり、当市への被害をともしう噴火等が考えられる。

こうした地勢・気象は、一朝災害が発生すれば孤立地域の発生を余儀なくさせることから、山間集落の過疎化、高齢化と相まって、その対策が重要である。

第2 主な取組み

- 1 災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努める。
- 2 孤立予想地域に通ずる道路の耐震化を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。
- 3 孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平素から把握しておく。
- 4 救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平素から地域住民の間で準備する。
- 5 孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の施設の整備を推進するものとする。
- 6 孤立地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

第3 計画の内容

1 通信手段の確保

- (1) 災害時の通信手段確保に努めるものとする。その際、停電時でも通信が確保できるシステムとするものとする。
- (2) アマチュア無線の協力確保について、体制の確立を図るものとする。

2 道路網の防災対策

市道の防災対策を推進するものとする。

3 孤立予想地域の実態把握

- (1) 平素の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき住民の実態を把握しておくものとする。
- (2) 観光地にあっては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握しておくものとする。

4 自主防災組織の育成

- (1) 全地区における組織結成を推進するものとする。
- (2) 災害時の活動要領について、教育指導を行うものとする。
- (3) 活動用資機材の整備充実を行うものとする。

5 避難所の確保

孤立予想地区の公民館等の実態を把握し、未設置地区の解消と、老朽施設の更新について、地区を指導するものとする。

6 備蓄

孤立化が予想される集落単位での食料品等の備蓄に配慮するものとする。

7 住民が実施する計画

- (1) 孤立が予想される地域の住民は、自主防災組織の結成に対して積極的に参加するよう努めるものとする。
- (2) 道路に面した工作物（立木等）について、災害時に道路封鎖等の影響を与えないよう配慮するものとする。
- (3) 地域内の要配慮者について、平素から把握するよう努めるものとする。

第14節 食料品等の備蓄・調達計画

→ 風水害対策編 参照

第15節 給水計画

→ 風水害対策編 参照

第16節 生活必需品の備蓄・調達計画

→ 風水害対策編 参照

第17節 危険物施設等災害予防計画

(消防本部、関係機関)

第1 基本方針

火山災害等により危険物、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物劇物等の危険物品、放射性物質、石綿、及び大気汚染防止法に定める特定物質（以下「危険物等」という。）を取り扱う施設又は石綿使用建築物等（以下「危険物施設等」という。）に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、災害に対する安全性の確保を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

第2 主な取組み

- 1 危険物施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 2 火薬類施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 3 高圧ガス施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 4 液化石油ガス施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 5 毒物・劇物保管貯蔵施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 6 放射性物質使用施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 7 石綿使用建築物等における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 8 大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は特定施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。

第3 計画の内容

1 危険物施設災害予防計画

(1) 規制及び指導の強化

ア 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、火山災害等によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化するものとする。

イ 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、災害時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図るものとする。

ウ 立入検査等の予防査察については、次に掲げる事項を重点に随時実施するものとする。

(ア) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

(イ) 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規定の作成等安全管理状況

(2) 自主防災組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導するものとする。

(3) 化学的な消火、防災資機材の整備促進

市は、多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図るものとする。

また、危険物施設の管理者に対し、災害時における災害の拡大防止対策に必要な資機材の整備、

備蓄の促進について指導するものとする。

(4) 相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立について指導するものとする。

(5) 県警察との連携

危険物施設の設置または変更の許可をした際は、警察に対してその旨連絡し、連携を図るものとする。

2 放射性物質使用施設災害予防計画

(1) 所管する放射性物質使用施設等における予防対策に万全を期す。

(2) 市は、消防機関に地域の実情に応じて、放射線測定器、放射線保護服等を整備し、放射性物質による事故等に対応できる体制の整備を図るものとする。

第18節 電気施設災害予防計画

→ 風水害対策編 参照

第19節 都市ガス施設災害予防計画

(上田ガス(株)、長野都市ガス(株))

第1 基本方針

都市ガス事業は、製造所又は供給所から道路に埋設した導管を利用しガスを供給している。

火山が爆発した場合には、火山性地震及び溶岩・噴石により、製造所又は供給所の施設若しくは導管の破損によるガス漏れから、火災・爆発の二次災害発生が予想され、予防対策として施設の高耐震化を推進するとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。

災害発生後の情報収集及び対応を迅速に行うため、情報手段及び情報網の整備を図るとともに、常時職員を配置する。

二次災害防止及び早期復旧を図るため、関係機関等との連携を図るとともに、協定に基づき都市ガス事業者間で応急復旧の応援を行う。

第2 主な取組み

- 1 製造供給施設及び導管については、災害に耐えられるものとするとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。
- 2 宿日直体制により常時職員を配置するとともに、災害時の出動体制をあらかじめ定めておき、災害時の対応を迅速に行う。
- 3 二次災害を防止するため消防、警察、道路管理者、行政、電気事業者、都市ガス事業者その他関係機関との連絡ルートを確認しておく。

第3 計画の内容

関係機関との連携

市は、都市ガス事業者との連携を図るものとする。

第20節 上水道施設災害予防計画

(上下水道局、県企業局上田水道管理事務所)

第1 基本方針

水道施設・設備の安全性の確保については、施設の火山災害に対する強化の他、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ非常用施設・設備が被災を受けにくいものにすることが必要である。これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。

第2 主な取組み

老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。

第3 計画の内容

水道施設・設備の整備及び安全性の確保

- (1) 老朽管の布設替等、施設整備の推進を図るものとする。
- (2) 配水系統の相互連絡のブロック化を図るものとする。
- (3) 水道事業者相互の緊急時連絡管の整備促進を図るものとする。
- (4) 復旧資材の備蓄を行うものとする。
- (5) 水道管路図等の整備を行うものとする。

第21節 下水道施設災害予防計画

(上下水道局)

第1 基本方針

下水道等の施設の建設に当たっては、各火山が持つ固有の活動特性に応じ、施設の位置等について検討しなければならない。

下水道管理者は、火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、火山災害により施設に被害が生じた場合は、応援協定等に基づく復旧体制の確立、応急対策により早期復旧を図る。

第2 主な取組み

- 1 緊急連絡体制、被災時の応急及び復旧体制の確立を図る。
- 2 緊急用、復旧用資材の計画的な備蓄を図る。
- 3 下水道施設台帳等の整備・充実を図る。
- 4 管渠及び処理場施設の系統の多重化を図る。

第3 計画の内容

1 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立

- (1) 災害時の対応を定めた災害対策要領等を策定する。
- (2) 対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していく。
- (3) 復旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制、民間の業者との協力体制を確立する。
なお、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」により、他の地方公共団体に応援要請をすることができる。

2 緊急用、復旧用資材の計画的な備蓄

発電機、ポンプ、テレビカメラ等の緊急用、復旧用資材を計画的に購入、備蓄する。

3 下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳・浄化槽台帳等の整備・充実

下水道施設台帳等の適切な調製・保管に努める。また、台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できる体制を整備する。

4 管渠及び処理場施設の系統の多重化

必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとする。

第22節 通信・放送施設災害予防計画

→ 風水害対策編 参照

第23節 鉄道施設災害予防計画

→ 風水害対策編 参照

第24節 災害広報計画

→ 風水害対策編 参照

第25節 土砂災害等の災害予防計画

(福祉部、産業振興部、都市建設部)

第1 基本方針

長野県は、その地形・地質から土砂災害等が発生する危険がある場所を多く抱えており、火山噴火に起因する土石流等による被災が懸念される。

これら土砂災害を防止するため、市、県、国等関係機関が中心となり危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる。

特に、近年要配慮者利用施設が、土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、これらの施設が所在する火山災害予想区域内については、特に万全の対策が必要とされる。

また、近年土砂災害のおそれのある区域への宅地開発が進行する中で、開発区域が土砂災害を受ける事例が見受けられる。このような土砂災害を防止するため、土砂災害のおそれのある区域への宅地開発を抑制し、また、土砂災害のおそれのある区域からの住宅移転希望者を支援していく。

第2 主な取組み

- 1 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づき指定を行い、周知徹底を図るとともに、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事の推進に加え、適切な警戒避難体制の整備を行う。
- 2 土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。
- 3 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等について防災対策を推進する。
- 4 特に活動の活発な活火山では、火山噴火に伴い発生する土砂災害等に対し、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づき、関係機関が連携して被害をできる限り軽減する取組を推進する。
- 5 土砂災害警戒区域には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築する場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築するものとし、県・市町村は構築についての助言を行う。

第3 計画の内容

1 土石流対策

- (1) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。
- (2) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとる。
- (3) 土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難、または避難指示を発令することが出来る具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。
- (4) 住民は、ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び

避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

2 泥流対策

- (1) 危険区域等について住民に周知するとともに警戒避難体制の確立を図るものとする。
- (2) 住民は、ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

3 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等対策

- (1) 市は、防災マップ等の作成・配布や研修会等の機会を通じて住民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図っていくものとする。
- (2) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項について、地域防災計画に定めておくものとする。

4 土砂災害警戒区域の対策

- (1) 市は、住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努めるものとする。
- (2) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずる。
 - ア 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進
 - イ 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保
- (3) 土砂災害警戒区域については、以下の措置を講ずる。
 - ア 地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに以下の事項について定める。
 - (ア) 土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法
 - (イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - (ウ) 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
 - (エ) 要配慮者利用施設及び学校（小学校、中学校及び高等学校）の施設の名称及び所在地
 - (オ) 要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項
 - (カ) 救助に関する事項
 - (キ) その他警戒避難に関する事項
 - イ 土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関するうえで必要な事項を記載した災害ハザードマップ等を作成し、住民等に周知する。
- (4) やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設を新築等行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行う。
- (5) 住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市、警察等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努めるものとする。

- (6) 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築は行わないものとする。やむを得ず新築等行う場合は、警戒避難体制等に関する事項について県、指定行政機関及び指定地方行政機関に助言を求めるものとする。

第26節 防災都市計画

→ 風水害対策編 参照

第27節 建築物災害予防計画

(財政部、都市建設部、教育委員会)

第1 基本方針

火山の噴火等による建築物の被害を最小限に抑え、市民の生命、財産等を保護するため、建築物の安全性の向上を図る。

第2 主な取組み

- 1 火山の噴火等による被害を最小限に抑えるため堅牢化に努める。
- 2 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

第3 計画の内容

1 建築物

- (1) 火山災害に対する安全性の確保にあたっては、公共建築物の不燃堅牢化に努める。
- (2) 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

2 文化財

市文化財所管部局は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図るものとする。

- (1) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行うものとする。
- (2) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行うものとする。
- (3) 区域内の文化財の所在の把握に努めるものとする。

第28節 道路及び橋梁災害予防計画

(都市建設部、関係機関)

第1 基本方針

火山噴火による道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等に妨げにならないよう、火山災害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備に当たってはネットワークを充実させ、火山災害に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行なう。被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。

第2 主な取組み

- 1 道路及び橋梁の火山災害に対する安全性を確保する。
- 2 被災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整えておく。
- 3 危険防止のための事前規制を行う。

第3 計画の内容

1 道路及び橋梁の火山災害に対する整備

それぞれの施設整備計画により火山災害に対する安全性に配慮し、整備を行うものとする。

2 関係団体との協力体制の整備

- (1) 地域防災計画等の定めるところにより関係機関との協力体制を整備するものとする。
- (2) 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

3 危険防止のための事前規制

火山災害が予想される場合、道路管理者並びに警察等は相互に連携し、火山活動に関する情報、道路情報等を迅速に収集し、道路の通行に危険が認められる場合は、通行規制を実施する。

4 道と川の駅の機能付加の推進

道路管理者と連携し、道と川の駅の防災機能の付加を推進し、災害情報の受発信、防災倉庫への備蓄品の充実を図り、運転者や帰宅困難者への一時避難場所としての利用及び救援車両の待機場所としての機能の充実を図る。

第29節 河川施設等災害予防計画

(産業振興部、都市建設部)

第1 基本方針

河川施設等は、火山災害の発生に伴い破堤等につながるものが想定されるため、点検、整備等を行い安全の確保に努める。

第2 主な取組み

- 1 火山災害が予想される堤防等の点検を行うとともに、安全性の向上を図るため河川の火山災害対応の整備を行う。
- 2 ダム施設は火山災害が直接予想される場所には設置していないが、管理中のダムにおいては、定期点検を行い施設の維持管理に努める。
- 3 出水時の的確な情報収集や情報提供に努める。

第3 計画の内容

1 河川施設災害予防

それぞれの施設整備計画により河川管理施設の整備を図るものとする。

2 ダム施設災害予防

ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し異常がないことを確認する。また、定期点検を行いダム及び貯水池の維持管理に努める。

第30節 ため池災害予防計画

→ 風水害対策編 参照

第31節 農林水産物災害予防計画

(産業振興部)

第1 基本方針

火山災害における農林水産関係の被害は、降灰による水稻、果樹、野菜等の農作物の生育不良や病害発生、水産物の斃死被害が予想されるとともに、噴火に伴う火砕流等による立木の倒壊・消失や生産・流通・加工施設被害なども予想される。

そこで、被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、適地適木の原則を踏まえた森林の整備等を推進する。

第2 主な取組み

- 1 農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。
- 2 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針及び上田市森林整備計画に基づき森林の整備を実施する。

第3 計画の内容

1 農水産物災害予防計画

農業農村支援センター、農協等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図るものとする。

2 林産物災害予防計画

- (1) 上田市森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進するものとする。
- (2) 県と連携を図りながら林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導するものとする。

第32節 二次災害の予防計画

→ 風水害対策編 参照

第33節 防災知識普及計画

(総務部、消防本部、教育委員会)

第1 基本方針

「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、市、県及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄や火山防災マップ等から火山の特性を知るなど、住民が常日ごろから災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に火山災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。

このため、市、県及び指定行政機関等は、「火山防災の日」、「信州 火山防災の日」及び防災関連行事等を通じ、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。

第2 主な取組み

- 1 住民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。
- 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。
- 3 学校における実践的な防災教育を推進する。
- 4 市職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。
- 5 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。

第3 計画の内容

1 住民等に対する防災知識の普及活動

(1) 市民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。

ア 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油

イ 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策

ウ 警報等や、避難情報の意味や内容

エ 警報等発表時や避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動

オ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

カ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認

- キ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - ク 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
 - ケ 火山噴火、火山災害に関する一般的な知識
 - コ 「自分の命は自分で守る」という「自助」の防災意識
 - サ 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
 - シ 様々な条件下（登山中、家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動に関する知識
 - ス 正確な情報入手の方法
 - セ 要配慮者に対する配慮
 - ソ 男女のニーズの違いに対する配慮
 - タ 指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
 - チ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - ツ 平常時から住民が実施しうる出火防止等の対策の内容
 - テ 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について
 - ト 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて
 - ナ 各地域における避難対象地区に関する知識
 - ニ 各地域における指定緊急避難地 場所、指定避難所及び避難路に関する知識
- (2) 火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップや、火山ハザードマップに噴火警報等の解説、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難の方法及び住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップを用いて火山災害の危険性を周知するものとする。
- (3) 自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導推進するものとする。
- (4) 上記の防災マップ、地区別防災カルテの配布に当たっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定するものとする。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知するものとする。
- (5) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、火山防災エキスパート等の有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。
- (6) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信するものとする。
- (7) 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- (8) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災

害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

市において管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して災害時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行うものとする。

3 学校における防災教育の推進

- (1) 学校においては、大規模災害にも対処できるように市その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努める。
- (2) 消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。
- (3) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。
 - ア 防災知識一般
 - イ 避難の際の留意事項
 - ウ 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
 - エ 具体的な危険箇所
 - オ 要配慮者に対する配慮
- (4) 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

4 市職員に対する防災知識の普及

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

- (1) 火山災害等に関する一般的な知識
- (2) 火山災害等が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (3) 職員等が果たすべき役割
- (4) 火山災害等対策として現在講じられている対策に関する知識
- (5) 今後火山災害等対策として取り組む必要のある課題

5 大災害の教訓や災害文化の伝承

過去に起こった大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。

また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

さらに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第34節 防災訓練計画

→ 風水害対策編 参照

第35節 災害復旧・復興への備え

→ 風水害対策編 参照

第36節 自主防災組織等の育成に関する計画

→ 風水害対策編 参照

第37節 企業防災に関する計画

(総務部、産業振興部)

第1 基本方針

企業は、災害時、職員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の火山災害に対する強化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

また、施設、設備の安全性等を確保するため、定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進するものとする。

第2 主な取組み

- 1 施設・設備の点検を定期的実施し、保守、補強を計画的に推進し安全性の向上を図る。
- 2 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災訓練を実施し企業及び地域の防災力の向上に努める。

第3 計画の内容

- 1 職員の住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。
- 2 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。
- 3 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。
- 4 要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成するものとする。
- 5 企業が実施する計画
 - (1) 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。
 - (2) 強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を抑制すると共に、防災体制の整備、防災訓練の実施、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。

- (3) 組織力を生かした地域活動への参加、防災市民組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努める。
- (4) 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努める。
- (5) 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第38節 ボランティア活動の環境整備

→ 風水害対策編 参照

第39節 災害対策基金等積立及び運用計画

→ 風水害対策編 参照

第40節 火山災害対策に関する調査研究及び観測

(総務部、消防本部)

第1 基本方針

火山災害にあつては、その災害事象が激甚かつ長期に及ぶことがあり、災害対策の推進に当たっては、様々な分野からの調査研究が重要となる。

既に、国においても、噴火予知をはじめ様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、ライフライン施設への依存度の増大、観光客の増加等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関と連携し、科学的な調査研究を行い、総合的な火山災害対策の実施を図る。

第2 主な取組み

市・県・各機関が協力し火山災害等に関する情報集整理等を行う。

第3 計画の内容

- 1 地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施し、その結果を計画の中で明らかにするものとする。
- 2 国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力し、市内のデータの累積に努めるものとする。

第41節 観光地の災害予防計画

(文化スポーツ観光部、関係機関)

第1 基本方針

観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。

また、登山者等の安全確保対策を推進するとともに、安全確保対策の推進にあたっては、各火山防災協議会での検討結果を踏まえたものとする。

さらに、近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。

第2 主な取組み

- 1 市、県、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、災害時の観光客の安全確保策を推進する。
- 2 外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備など災害時の防災環境づくりに努める。
- 3 火山噴火時の登山者等の安全の確保を推進する。

第3 計画の内容

1 観光地での観光客の安全確保

- (1) 観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備するものとする。
- (2) それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行うものとする。

2 外国人旅行者の安全確保策

観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導体制の整備や非常用電源の確保を図るものとする。

3 登山者等の安全確保

- (1) 火山への登山者等に対し、看板の設置等により、緊急時の対応方法等の周知に努めるものとする。
- (2) 火山の特性から、噴石の降下が予想される等の場合には、退避壕その他指定緊急避難場所となる退避施設の整備するものとする。
- (3) 噴火災害から登山者等を守るため、防災用品（ヘルメット、マスク等）の配備に努めるものとする。
- (4) 火山における救助活動に必要となる火山ガス探知器の配備に努めるものとする。

第42節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

→ 風水害対策編 参照

第 3 章 災害応急対策計画

第1節 災害直前活動

(全部局)

第1 基本方針

火山災害については、その活動状況から、噴火等の災害発生の危険性を予測することが可能であり、噴火警報・予報等の伝達、迅速な避難誘導等、災害発生直前の対策が重要である。また要配慮者については、迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。

第2 主な活動

- 1 噴火警報・予報等を迅速に住民に対して伝達する。
- 2 噴火警報・予報で発表される噴火警戒レベルや警戒事項等に応じた防災対応を行う。
- 3 必要に応じて警戒区域を設定し、住民に対する避難情報の発令等を行う。

第3 活動の内容

1 噴火警報・予報等の住民に対する伝達対策

(1) 基本方針

火山活動等に異常が見られ、噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報、噴火速報及び火山の状況に関する解説情報が発表された時は、住民に対して情報の迅速な伝達活動を実施する。

(2) 実施計画

ア 県から噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報等の伝達を受けた場合は、地域防災計画の定めるところにより、伝達を受けた事項を市防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達等により、関係機関や住民、登山者等へ伝達するものとする。また、放送事業者等は、伝達を受けた噴火警報等について、住民、登山者等への伝達に努めるものとする。なお、市は、特別警報にあたる噴火警報（噴火警戒レベルを運用している火山では噴火警戒レベル4以上、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域）」）の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民、登山者等に伝達するものとする。

イ 市において住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに長野地方気象台及び関係機関に伝達するものとする。

2 防災対応等

(1) 噴火警戒レベルが運用されている火山では、関係機関と連携を取りながら、レベルに応じて定められた防災対応を行う。噴火警戒レベルが運用されている火山のレベルに応じた防災対応は、市地域防災計画等で定めるものとする。

(2) 噴火警戒レベルが運用されていない火山では、噴火警戒レベルが運用されている火山に準じて、噴火警報・予報で発表される警報対象範囲等に応じた防災対応を行うものとする。

3 警戒区域の設定、避難指示等

(1) 基本方針

火山噴火等により、住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、警戒区域の設定、避難指示等を発令するなど適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

(2) 実施計画

ア 災害が発生するおそれのある場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、平常時からの火山防災協議会等における検討結果に基づき、入山規制、避難指示等の発令、警戒区域を設定等を行うものとする。警戒区域の設定に当たっては気象庁の発表する噴火警報・予報（噴火警戒レベルを含む）に応じたものとなるよう、あらかじめ定めるよう努める。

イ 市は、災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ避難場所を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難場所とするものとする。

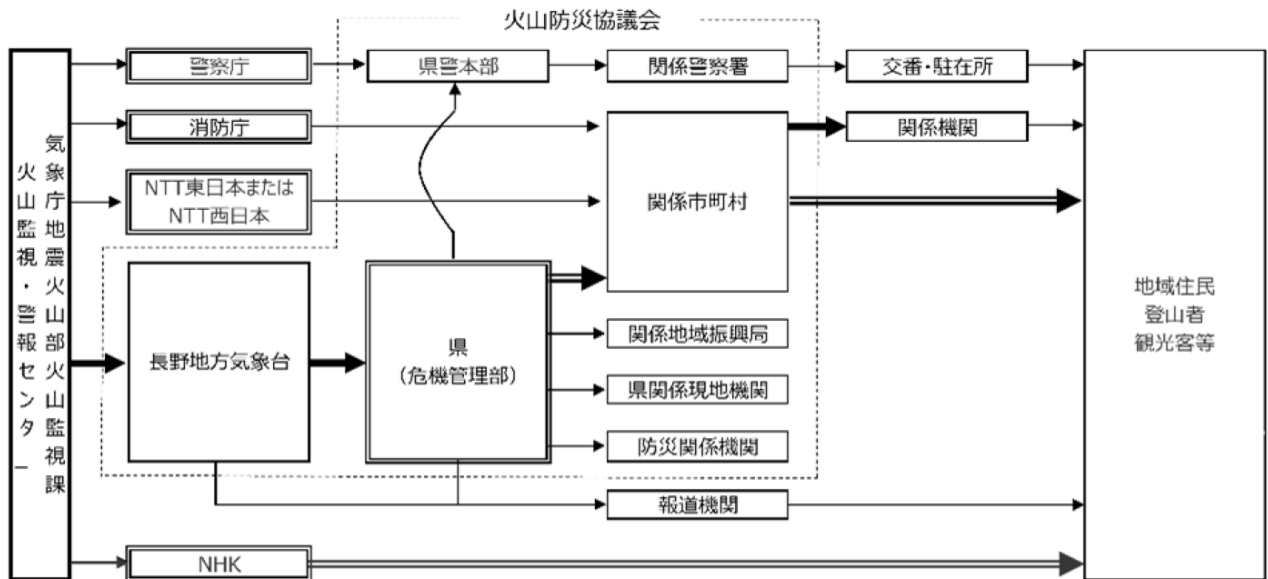
ウ 災害が発生するおそれのある場合には、避難指示等の発令を行い、適切な避難誘導を実施する。住民に対する警戒区域の設定、避難指示等の伝達に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、市町村防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等 あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

エ 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、避難行動要支援者に対して配慮するよう努めるものとする。

オ 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、火山の活動状況の概要等、避難に資する情報の提供を行うよう努めるものとする。

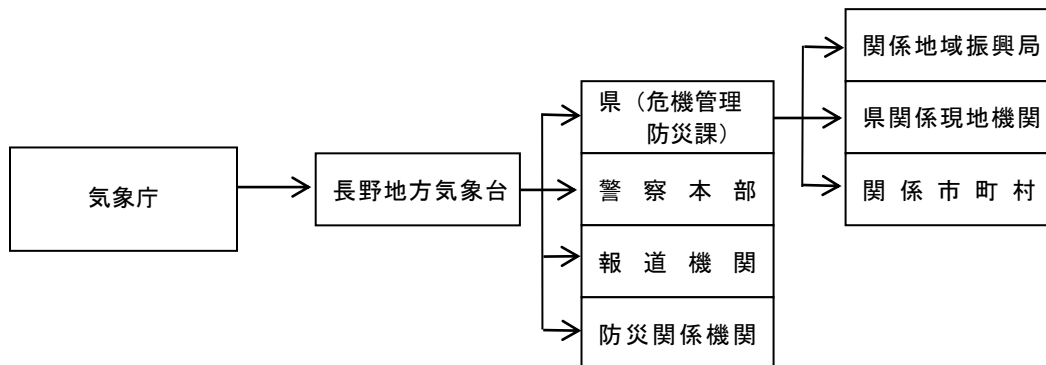
カ 警戒区域、避難指示等の解除をする場合には、国や火山専門家の助言を踏まえるなど、十分に安全性の確認に努めるものとする。

(3) 噴火警報・予報等の伝達系統図



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。
 注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限り。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。

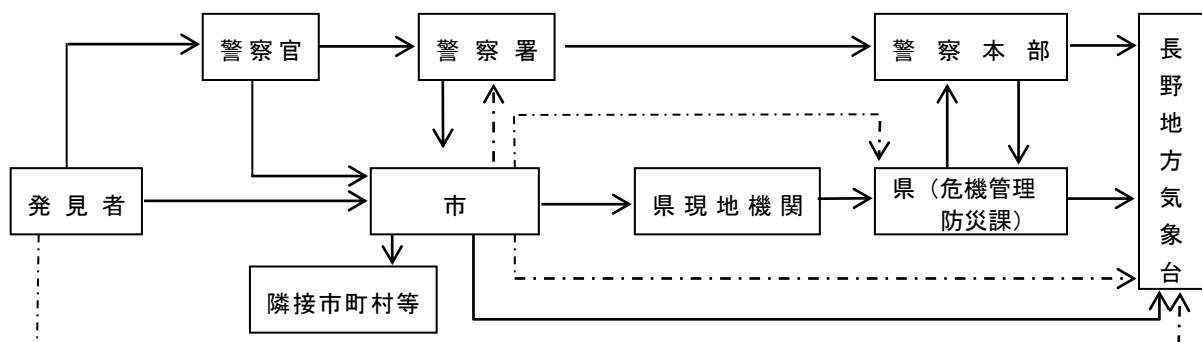
(4) 火山活動解説資料の伝達系統図



注1 「防災関係機関」とは、気象庁が整備した防災情報提供装置を利用している国の機関、電力会社、鉄道会社及び公益法人等をいう。
 注2 「関係機関」とは、市地域防災計画に定める、市の機関（現地機関、消防団、小中学校など）及び防災上関連のある機関をいう。

異常現象の通報系統図

(----- は副系統を示す)



噴火警戒レベル導入火山の噴火警戒レベル表及び噴火警戒レベル未導入火山の警戒事項等
浅間山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者・入山者 への対応 (※)	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	○天仁天明クラスの噴火発生、火砕流等が居住地域に到達 【天明噴火（1783年）の事例】 8月4日～5日 吾妻火砕流、鎌原岩屑なだれ、吾妻泥流、鬼押出溶岩流等が発生 ○中噴火が頻発し、天仁天明クラスの噴火が切迫している 【天明噴火（1783年）の事例】 8月1日～3日 軽石噴火の発生間隔が短くなり、継続時間が長くなる ○積雪期に中噴火に伴う火砕流が発生し、融雪型火山泥流が居住地域に到達、または到達すると考えられる 【過去事例】 観測事例なし
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	○中噴火が断続的に発生し、天仁天明クラスの噴火の発生が予想される 【天明噴火（1783年）の事例】 7月26日～31日 中噴火が断続的に発生 ○噴火継続中の有感地震発生や顕著な地殻変動等により、天仁天明クラスの噴火の発生が予想される 【過去事例】 観測事例なし ○積雪期に中噴火が発生し、居住地域に影響する融雪型火山泥流の原因となる火砕流が発生した可能性がある
警報	噴火警報（火口周辺）または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難準備。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	○山頂火口から中噴火が発生し、4km以内に噴石や火砕流が到達 【2004年噴火の事例】 9月1日 噴石が山頂火口から約2.7kmまで飛散 【その他の事例】 1973年2月1日 噴石が山頂火口から約2kmまで飛散、火砕流が約1.5kmまで、融雪型火山泥流が2km付近まで到達 1958年11月10日 噴石が山頂火口から約3kmまで飛散、火砕流が約3kmまで到達 ○中噴火が切迫している 【過去事例】 2004年8月31日 山体浅部の膨張を示す傾斜変動と火山性地震急増 1973年2月1日 地震急増

警報	噴火警報（火口周辺） または火口周辺警報	火口周辺	2 （火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。	○山頂火口から小噴火が発生し、2 km以内に噴石や火砕流が到達 【1982年噴火の事例】 4月26日 噴石が山頂火口から約1 kmに飛散、火砕流が約1 kmまで到達 ○小噴火の発生が予想される 【2004年噴火の事例】 7月下旬 噴煙量増加、火山性地震増加
予報	噴火予報	火口内等	1 （活火山であることに留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	○火山活動は静穏、状況により山頂火口から500m以内に影響する程度の噴出の可能性あり

注1）ここでの噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注2）表中にある火口からの距離はいずれも概ねの数値を意味する。

注3）天仁天明クラスの噴火とは、火砕流、泥流等が居住地域まで到達して広範囲に影響するような噴火とする。

注4）中噴火とは、山頂火口から概ね4 km以内に噴石飛散させる噴火とする（稀に噴石が概ね4 kmを越えることがある）。

注5）小噴火とは、山頂火口から概ね2 km以内に噴石飛散させる噴火とする。

噴火警戒レベル未導入の火山

種別	名称	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)
特別警報	噴火警報(居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域及びそれより火口側の範囲において厳重に警戒
警報	噴火警報(火口周辺) 又は 火口噴火警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	火口から居住地域の近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒(入山危険)
		火口から少し離れた所までの火口周辺	火口から少し離れた所までの火口周辺における警戒(火口周辺危険)
予報	噴火予報	火口内等	(活火山であることに留意)

第2節 災害情報の収集・連絡活動

→ 風水害対策編 参照

第3節 非常参集職員の活動

→ 風水害対策編 参照

第4節 広域相互応援活動

→ 風水害対策編 参照

第5節 ヘリコプターの運用計画

→ 風水害対策編 参照

第6節 自衛隊の災害派遣

→ 風水害対策編 参照

第7節 救助・救急・医療活動

→ 風水害対策編 参照

第8節 消防・水防活動

(消防対策部)

第1 基本方針

大規模災害等発生時においては、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力又は水防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第2 主な活動

- 1 火災による被害の拡大を防止するための初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行うものとする。
- 2 洪水等による水害を防止するため、監視、警戒及び水防作業等の水防活動を行う。

第3 活動の内容

1 消防活動

(1) 基本方針

大規模災害発生時においては、火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず、住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行うものとする。

(2) 実施計画

ア 消火活動関係

(ア) 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

(イ) 情報収集及び効率的部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行うものとする。

特に、大規模な火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防ぎょ計画等により、重要防ぎょ地域等の優先等、消防力の効率的運用を図るものとする。

また、関係機関及び自治会、自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行うものとする。

(ウ) 応援要請等

- a 市長は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認

めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を「第4節広域相互応援活動」及び「第6節自衛隊の災害派遣」により行うものとする。

b 市長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第5節ヘリコプターの運用計画」により要請するものとする。

イ 救助・救急活動

大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行うものとする。

なお、本項については、「第7節救助・救急・医療活動」に定める。

2 水防活動

(1) 基本方針

火山災害時等において、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等により水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防体制を確立して、諸情勢の的確なる判断のもとに円滑な水防活動を実施する。

(2) 実施計画

ア 監視・警戒活動

水防管理者（市長）は、その管轄する水防区域の監視・警戒を厳にし、状況の把握に努める。

イ 通報・連絡

水防管理者（市長）は、監視・警戒活動によって損壊箇所及び危険箇所等を発見したときは、直ちに施設の管理者等へ通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資器材を確保するものとする。

ウ 水防活動の実施

水防管理者（市長）は、決壊箇所又は危険箇所等に対して、できる限り氾濫等による被害が拡大しないように、その応急措置として、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施するものとする。

また、重機による水防活動が必要な場合等においては、必要に応じて、民間業者等の協力を得るものとする。

エ 応援による水防活動の実施

(ア) 水防管理者（市長）は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を「第4節広域相互応援活動」及び「第6節自衛隊の災害派遣」により行うものとする。

(イ) 水防管理者（市長）は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第5節ヘリコプターの運用計画」により、要請するものとする。

第9節 要配慮者に対する応急活動

→ 風水害対策編 参照

第10節 緊急輸送活動

(公有財産管理班、福祉対策部、土木班、建築班)

第1 基本方針

大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む、総合的な輸送確保を行うものとする。

また、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全、②被害の拡大防止③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとし、原則として次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
・ 人命救助 ・ 消防等災害拡大防止 ・ ライフライン復旧 ・ 交通規制	・ (第1段階の続行) ・ 食料、水、燃料等の輸送 ・ 被災者の救出・搬送 ・ 応急復旧	・ (第1・2段階の続行) ・ 災害復旧 ・ 生活必需物資輸送

なお、基本的に物資の輸送は市町村からの要請に基づき行われるが、市町村からの要請を待っていないと認められるときは、要請を待たず、被災市町村に対する物資を確保し、輸送する。

第2 主な活動

- 1 緊急輸送全般の調整は、必要により災害対策本部が行う。
- 2 被災状況を直ちに調査し、県警察の定める規制計画に基づく交通規制を実施して、緊急交通路を確保する。
- 3 県及び県警察を窓口として、応急復旧等に従事する緊急通行車両の確認事務を行う。
- 4 主要道路を優先した応急復旧や除雪活動を行うとともに、農道、林道等の迂回路確保にも配慮する。
- 5 輸送関係機関の協力により輸送車両を確保するとともに、効率的なヘリコプターの運用に配慮する。
- 6 支援物資の集積と各指定避難所への配送を円滑に実施するため、輸送拠点を指定して運用する。

第3 活動の内容

1 緊急輸送の調整

(1) 基本方針

交通の確保は災害応急対策の成否にかかわる重要な課題であり、かつ、総合的な調整を必要とするものであるため、各機関と協議のうえ、災害対策本部が必要な調整を行うものとする。

2 緊急交通路確保のための交通規制

(1) 基本方針

県公安委員会は、大規模な火山等による災害が発生した場合のみならず、災害がまさに発生しようとしている場合において、応急対策活動のため緊急交通路を確保する必要があるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急通行車両の通行を確保するための交通規制を実施する。

この場合、原則として、あらかじめ定めた「緊急交通路交通規制対象予定道路」から、被災の範囲や被災状況に応じて緊急交通路として指定し、広域、外周、被災地域の段階的交通規制により、緊急通行車両の通行を確保するものとし、被災直後は、被災地域における被災者の救助等の緊急車両の通行を最優先とした区域交通規制を実施する。

3 緊急輸送道路確保のための応急復旧等

(1) 基本方針

火山災害により道路が被災した場合はただちに復旧することは不可能な場合が多く、その他災害の場合は局地的な被災が予想されることから、被災し又は更に被害が拡大する危険のある道路を除外し、安全な道路による迂回路を確保することを原則とする。

(2) 実施計画

ア この計画に定める緊急交通路から先の輸送拠点までの取り付け道路や、各指定避難所までの連絡道路等を確保するため、応急の復旧工事を推進するものとする。

イ 緊急交通路が使用不能となった場合は、市道、林道、農道等、指定道路に代わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて県等の関係機関に対して応援を要請するものとする。

4 緊急通行車両確認事務

(1) 基本方針

災害応急対策を円滑・迅速に実施するためには、対策用車両が優先して通行できる交通規制を速やかに実施することが重要であるが、その前提として、一般車両と応急対策用車両を区別するために、緊急通行車両であることの確認を行う。

5 輸送手段の確保

(1) 基本方針

災害時の輸送は緊急にして大量な輸送手段を必要とすることから、輸送関係各機関の協力のもと、迅速な輸送力確保と円滑な輸送を推進するものとする。

(2) 実施計画

ア 市は、計画の定めるところにより自ら輸送力の確保に努めるものとする。

この場合、自ら調達することが不可能な場合やヘリコプターを必要とするときは、直ちに県に対して調達を要請するものとする。

要請に際しては、輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等について、できるかぎり詳細に連絡するものとする。

イ 豪雪にともなうヘリコプター運用の場合は、除雪等によりヘリポートを確保するものとする。

6 輸送拠点の確保

(1) 基本方針

緊急輸送が円滑に推進されるためには、受け入れた物資を拠点に一旦集積し、各指定避難所ごとに分類して発送することが効率的である。ヘリコプターによる輸送も考慮し、陸上と航空の輸送が一元的に推進できる拠点を設定するものとする。

(2) 実施計画

ア 輸送拠点の運営は、相互応援協定に基づき所在地の市が当たることを原則とし、運営に当たっては、県と密接に連携するものとする。

イ 市は、各指定避難所での必要物資につき、輸送拠点と連携を密にするものとする。

第11節 障害物の処理活動

(土木班、建築班)

第1 基本方針

発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、火山活動に伴う二次的な土砂災害を受ける恐れのある区域を考慮しつつこれら活動を阻害する道路上の火山灰等の火山噴出物（以下「火山噴出物」という）、泥流、被災車両、倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の通行路を優先して確保しなければならない。

障害となる物件の除去については、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。

第2 主な活動

- 1 障害物の除去処理については、関係機関との連携のもと、原則として障害となる物件の所有者又は管理者が行う。
- 2 所有又は管理する施設、敷地内の障害物に係る集積、処分方法については、原則としてその所有者又は管理者において集積場所の事前選定と速やかな処分を行う。

第3 活動の内容

1 障害物除去処理

(1) 基本方針

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の通行路を優先して確保するため、緊急輸送道路上の火山灰 噴出物、泥流、被災車両、倒壊物件等による交通障害物を直ちに除去する。

(2) 実施計画

ア 障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

イ 放置車両等の移動等

(ア) 市管理の道路上で放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

(イ) 運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

ウ 応援協力体制

(ア) 市に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

(イ) 市のみでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請するものとする。

2 除去障害物の集積、処分方法

(1) 基本方針

障害物の集積、処分は、施設等の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る

障害物が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないため、集積場所の確保、障害物の権利関係を事前又は発災後直ちに確認し、速やかな物件の集積、処分を行う。

(2) 実施計画

ア 障害物の集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

イ 応援協力体制

(ア) 市に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

(イ) 市のみでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請するものとする。

4 火山噴出物等の火山噴出物の除去

(1) 基本方針

火山灰等の火山噴出物（以下「火山噴出物」という）の除去は、施設等の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る火山灰 噴出物が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないため、事前に集積場所の確保を図るとともに、速やかな除去を行う。

(2) 実施計画

ア 火山噴出物の除去、集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

イ 応援協力体制

(ア) 市に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

(イ) 市のみでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請するものとする。

第12節 避難受入及び情報提供活動

(全部局、指定緊急避難場所開設担当者)

第1 基本方針

火山災害発生時においては、爆発、火砕流、土石流等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次的実施責任者である市長が中心に計画作成をしておくものとする。

その際、要配慮者についても十分考慮するものとする。

特に、市内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害危険・注意・準用区域内に所在しているため、避難情報の伝達や警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮するものとする。

第2 主な活動

- 1 避難指示等を発令する際は、適切に避難情報を発令し、速やかにその内容を住民に周知する。
- 2 市長は必要に応じ警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導に当たっては要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。
- 4 市は避難者のために指定避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。
- 5 市及び県は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。
- 6 市及び県は、速やかに住宅の確保等を行う。
- 7 市、県及び関係機関は、被災者等への的確な情報伝達を行う。

第3 活動の内容

1 高齢者等避難、避難指示

(1) 基本方針

火山災害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し状況に応じて避難指示等を発令し伝達する。

避難指示等を発令する者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示等を発令した場合は、速やかにその内容を住民に周知するものとする。

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

(2) 実施計画

ア 実施機関

(ア) 関係機関が実施すべき事項

実施事項	機関等	根拠	対象災害
避難指示	市長	災害対策基本法第60条	災害全般
	水防管理者	水防法第29条	洪水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第94条	災害全般
指定避難所の開設、受入	市長		

(イ) 知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市長の事務を、市長に代わって行う。

(ウ) 県、指定行政機関及び指定地方行政機関等は、市から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

イ 高齢者等避難、避難指示の意味

(ア) 「高齢者等避難」

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する高齢者や要配慮者及びその支援に当たる人には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。

(イ) 「避難指示」

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに発せられ、住民を避難のため立ち退きを指示することをいう。

ウ 避難指示、高齢者等避難の発令及び報告、通知等

(ア) 市長の行う措置

a 避難指示

災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に避難指示を行うものとする。

なお、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な避難指示を発令するよう努めるものとする。

(a) 長野地方気象台から噴火警報等が伝達され、避難を要すると判断される地域

(b) 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域

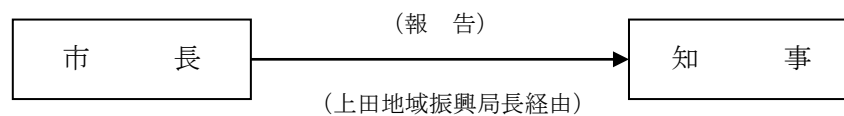
(c) 地すべりにより著しい危険が切迫している地域

- (d) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域
- (e) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- (f) 避難路の断たれる危険のある地域
- (g) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- (h) 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

b 高齢者等避難

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、上記 a の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、高齢者等避難を発令するものとする。

c 報告（災害対策基本法第 60 条等）



（報告様式は第 2 節災害情報の収集・連絡活動第 2 の 4 参照）

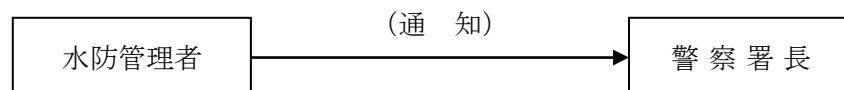
※避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

(イ) 水防管理者（市長）の行う措置

a 指示

水防管理者（市長）は、洪水のはん濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

b 通知（水防法第 29 条）



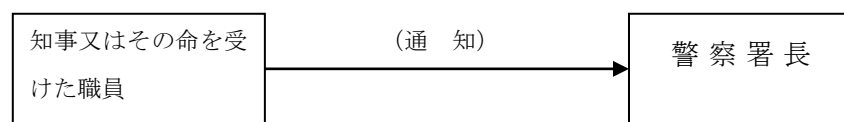
(ウ) 知事又はその命を受けた職員の行う措置

a 洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ

b 地すべりのための指示（地すべり等防止法第 25 条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。



(エ) 警察官の行う措置

a 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、警察署毎に調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。

把握した二次災害危険場所等については、市災害対策本部等に伝達し、避難情報の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

(a) 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。

(b) 市関係者と緊密な連絡体制を保持すること。

(c) 市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。

(d) 被害発生危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段を講ずる。

(e) 避難指示等の発令にあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。

(f) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、指定緊急避難場所へ避難誘導を行う。

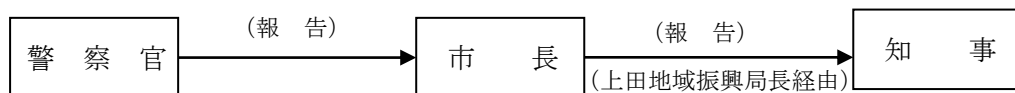
(g) 避難誘導にあたっては、高齢者及び障がい者等要配慮者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。

(h) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、市等の指定避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。

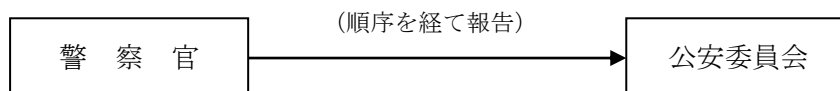
(i) 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

b 報告、通知

(a) 上記 a (c) による場合（災害対策基本法第61条）



(b) 上記 a (d) による場合（警察官職務執行法第4条）

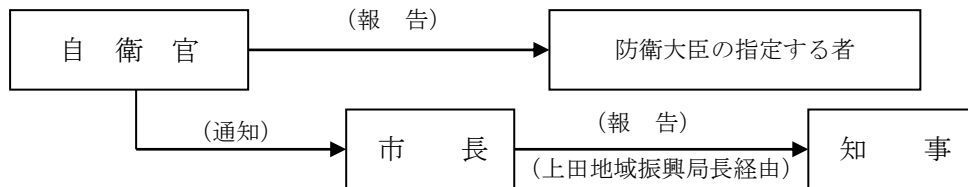


(オ) 自衛官

a 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にい
ない場合に限り「(エ) a 警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

b 報告（自衛隊法第94条）



エ 避難指示の時期

上記ウ（ア）a（a）～（h）に該当する地域が発生すると予想され、住民の生命及び身体
を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお、避難指示を解除する場合には、十分に安全性の確保に努めるものとする。

オ 避難指示、高齢者等避難の内容

避難指示の発令に際して、次の事項を明確にする。また、高齢者等避難の発令についても同
様とする。

- (ア) 発令者
- (イ) 発令日時
- (ウ) 避難情報の種類
- (エ) 対象地域及び対象者
- (オ) 指定緊急避難場所
- (カ) 避難の時期・時間
- (キ) 避難すべき理由
- (ク) 住民のとるべき行動や注意事項
- (ケ) 避難の経路または通行できない経路
- (コ) 危険の度合い

カ 住民への周知

- (ア) 避難指示、高齢者等避難を発令した者は、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等
のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。

避難の必要が無くなった場合も同様とする。

特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に
伝達する。

- (イ) 市長以外の指示者は、住民と直接関係している市長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図

る。

- (ウ) 市長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知しておくものとする。
- (エ) 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、市長は、県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。
- (オ) 市及び県は、関係事業者の協力を得つつ、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

キ 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

市及び県は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、自治会、自主防災組織、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

また必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

ク 市有施設における避難活動

災害発生時においては、浸水、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮するものとする。

- (ア) 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。
- (イ) 避難指示、高齢者等避難は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

2 警戒区域の設定

(1) 基本方針

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

(2) 実施計画

ア 実施者

- (ア) 市長、市職員（災害対策基本法第63条）
- (イ) 水防団長、水防団員、消防職員等（水防法第21条）
- (ウ) 消防吏員、消防団員（消防法第28条）
- (エ) 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）

(オ) 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項－市長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る）

イ 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の3点である。

(ア) 避難の指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。

(イ) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

(ウ) 避難の指示についてはその罰則規定が無いのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。

エ 上記（2）ア（オ）の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市長に通知する。

3 避難誘導活動

（1）基本方針

避難指示等を発令した者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮するものとする。

（2）実施計画

ア 誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先する。

イ 誘導の方法

a 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示する。

b 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

c 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。

d 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。

e 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

f 高齢者、障がい者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、市が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送する。

また、地域住民、自主防災組織の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。

g 市は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、予め定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行うものとする。

h 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市において処置できないときは、市は上田地域振興局を経由して県へ応援を要請するものとする。要請を受けた県は、自衛隊の出動を求める等適切な処置を行う。また、状況によっては、直接他の市町村、警察署等と連絡して実施する。

i 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。

j 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

ウ 避難時の携帯品

避難誘導をする者は、避難立ち退きに当たっての携帯品を必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

4 避難所の開設

（1）基本方針

市は、受入れを必要とする被災者の救出のために指定避難所を設置するとともに、自治会、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、指定避難所における良好な生活環境確保のため、必要な措置をとる。

その際、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境確保について、県、関係団体等と連携し対策を講じるものとする。

（2）実施計画

ア 開設する指定避難所の指定

市は、災害の種別に応じ、開設する指定避難所を指定する。

指定緊急避難場所開設担当者は、安全が確保できる体育館等を指定避難所として開設する。

浸水想定区域内又は過去に浸水があった指定避難所は原則として開設しない。指定避難所開設者は、指定避難所において開設しない理由を明示し、近隣の安全な施設に収容するものとする。

イ 開設の基準

市長により避難情報が発令された場合は、速やかに指定避難所の開設を決定し、住民に周知するとともに、指定避難所に収容すべき者を誘導し保護するものとする。なお、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

ウ 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。その際、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設するものとする。

エ 要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。また、被災地以外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

オ 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

カ 避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する

ものとする。その際、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。

5 指定避難所の運営

(1) 基本方針

市は、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずるとともに、地域住民及び施設管理者と共に「指定避難所運営マニュアル」を整備し、円滑な運営が行えるものとする。

(2) 実施計画

ア 各指定避難所に運営の職員を配置する。

イ 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努めるものとする。

(ア) 避難者

(イ) 住民

(ウ) 自主防災組織

(エ) 他の地方公共団体

(オ) ボランティア

(カ) 避難所運営について専門性を有したNPO等の外部支援者

ウ 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

エ 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている避難者等に係る情報の把握に努めるものとする。

オ 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

カ 指定避難所における生活環境について下記の事項に注意を払い、必要な措置をとることで、常に良好なものとするよう努めるものとする。

(ア) トイレの設置状況等の把握に努め、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置への配慮

(イ) 食事供与の状況の把握に努め、栄養バランスの取れた適温の食事の提供

(ウ) 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置

(エ) 入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保

(オ) 避難の長期化等必要に応じて、避難者の健康状態や指定避難所の環境状況の把握

a パーティション等によるプライバシーの確保状況

b 段ボールベッド等の簡易ベッドの設置状況

c 入浴施設設置の有無及び利用頻度

- d 洗濯等の頻度
- e 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度
- f 暑さ・寒さ対策の必要性
- g 食料の確保、配食等の状況
- h し尿及びごみの処理状況

(カ) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握

キ 指定避難所における感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

ク 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭、障がい者などのニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。

ケ 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

コ 災害の規模、避難者の収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促すものとする。

サ 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。

(ア) スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。

(イ) 異性に介助される要介助者、性的マイノリティの方等が利用しやすいように、男女を問わず利用できるトイレ、更衣室等を設置するものとする。

(ウ) 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。

(エ) 災害発生後できる限り速やかに、全ての指定避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めるものとする。

- a 介護職員等の派遣
- b 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
- c 病院や社会福祉施設等への受入れ

(オ) 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

- (カ) 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。
- シ 指定避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。
- ス 市教育委員会及び学校長は、県が実施する対策の例に準じて、市町村の地域防災計画をふまえ、適切な対策を行うものとする。
- セ 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- ソ 市は、ペットとの同行避難について適切な体制整備に努めるものとし、必要に応じ、家庭動物（ペット）のためのスペースを原則として屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該指定避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。
- タ 市は、関係機関と連携し、指定避難所での、住民の心身の健康相談、生活相談、就学・就職相談窓口の設置を行うものとする。
- チ やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- ツ 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。
- テ 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。
- ト 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。
- ナ 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。
- ニ 必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

【関係機関が実施する対策】

- ア 指定避難所の運営について必要に応じ市長に協力するものとする。
- イ 被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者・利用者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い者

から優先的に、被災者の受入れを行う。

ウ 日本赤十字社長野県支部は、当該市町村の災害対策本部並びに当該日赤地区（各市及び郡の日赤窓口）・分区（各町村の日赤窓口）と連携をとり、被災者救援に協力する。

（ア）日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・安眠セット・緊急セットの提供

（イ）赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等）

エ 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については、県、市町村に提供するものとする。

6 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動

（1）基本方針

広域避難及び広域一時滞在については、市、県及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。

（2）実施計画

ア 広域避難の対応

（ア）協議

災害の予測規模、避難者数にかんがみ、市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。なお、広域避難に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

（イ）実施

あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

（ウ）避難者への情報提供

避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

イ 広域一時滞在の対応

（ア）協議

被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。なお、広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

（イ）広域的避難収容活動の実施

政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施

するものとする。

7 住宅の確保

(1) 基本方針

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう市及び県は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市が住宅の提供を行う。

(2) 実施計画

ア 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。

イ 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。

ウ 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。

(ア) 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。

(イ) 応急仮設住宅の建設のため、市有地又は私有地を提供する。

(ウ) 被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力を行う。

(エ) 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。

エ 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。

オ 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。

カ 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物（ペット）の受入れにも配慮するものとする。

8 被災者等への的確な情報伝達

(1) 基本方針

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するように努めるものとする。

(2) 実施計画

ア 市及び県は、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

イ 市は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう

努めるものとする。

- ウ 市自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努めるものとする。
- エ 市及び県は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。
- オ 市及び県は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。
- カ 市及び県は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- キ 市及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市及び県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努めるものとする。
- ク 市及び県は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。
- ケ 市及び県は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

9 避難所外避難者への支援

(1) 基本方針

近年の大規模地震災害において、指定避難所以外に車やテントで避難生活を送った人が多く、特に際立ったのは自動車利用の「車中泊」であった。自動車や仮設テントなどは自宅近くに避難でき、プライバシーも保てるなど利点も多く、今後の地方都市の地震でも多くの被災者が車中泊等を行うことが予想される。

避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難所を選択し、避難所が自然発生することから、車中泊避難者や指定避難所以外（在宅避難者を含む）の避難者に対しても、食糧・物資等の提供、情報の提供、指定避難所への移送など必要な支援に努める。

また、被災者は水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、エコノミークラス症候群等の予防方法を周知する。

(2) 実施計画

ア 避難所外避難者の把握

市は、指定した避難所以外の場所に避難した被災者(以下、「避難所外避難者」という。)の避難状況の把握に努める。

イ 必要な支援の実施

市は、避難所外避難者に対し、近隣住民、民生児童委員、自治会、自主防災組織などと連携し、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、指定避難所への移送など必要な支援を行う。

ウ エコノミークラス症候群や生活不活発病の予防

市は、避難生活での健康維持を図るため、指定避難所や仮設住宅入居者を対象に「定期的な健康指導を行い、エコノミークラス症候群や生活不活発病の予防に努めるものとする。

第13節 孤立地域対策活動

→ 風水害対策編 参照

第14節 食料品等の調達供給活動

→ 風水害対策編 参照

第15節 飲料水の調達供給活動

→ 風水害対策編 参照

第16節 生活必需品の調達供給活動

→ 風水害対策編 参照

第17節 保健衛生、感染症予防活動

→ 風水害対策編 参照

第18節 遺体の搜索及び処置等の活動

→ 風水害対策編 参照

第19節 廃棄物の処理活動

→ 風水害対策編 参照

第20節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

→ 風水害対策編 参照

第21節 危険物施設等応急活動

→ 風水害対策編 参照

第22節 電気施設応急活動

→ 風水害対策編 参照

第23節 都市ガス施設応急活動

→ 風水害対策編 参照

第24節 上水道施設応急活動

→ 風水害対策編 参照

第25節 下水道施設応急活動

→ 風水害対策編 参照

第26節 通信・放送施設応急活動

→ 風水害対策編 参照

第27節 鉄道施設応急活動

→ 風水害対策編 参照

第28節 災害広報活動

→ 風水害対策編 参照

第29節 土砂災害等応急活動

(土木班、農政班、農地整備班)

第1 基本方針

火山噴火により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

第2 主な活動

被災、降灰等の規模を早急に調査し、土石流、泥流等現象ごとに今後考えられる状況、情報を提供し火山噴火緊急減災対策砂防計画等に基づき関係機関が連携して応急工事を進める。

第3 活動の内容

1 土砂流出、泥流対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア 火山活動の状況を伝え、的確な警戒避難体制を敷くものとする。

イ 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じ避難情報の発令・伝達等の措置を講じるものとする。

ウ 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。

エ 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努めるものとする。

第30節 建築物災害応急活動

(施設所管部局、建築班、生涯学習班、施設管理者)

第1 基本方針

火山の噴火等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。

第2 主な活動

- 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。
- 2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を講じる。

第3 活動の内容

1 建築物

(1) 基本方針

火山の噴火等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

(2) 実施計画

- ア 市が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、病院、市営住宅、市立学校等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置を講じるものとする。
- イ 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施する。
また、災害の規模が大きく、市において人員が不足する場合は、県若しくは近隣市町村に対して支援を求めるものとする。
- ウ 必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

2 文化財

(1) 基本方針

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を行う。

(2) 実施計画

- ア 市文化財所管部局は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導するものとする。
- イ 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告するものとする。
- ウ 被災した建造物内の文化財について、所有者や県教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。

第31節 道路及び橋梁応急活動

→ 風水害対策編 参照

第32節 河川施設等応急活動

(土木班、農地整備班)

第1 基本方針

火山災害に伴う洪水被害を軽減するため、市の水防活動が円滑かつ十分に行われるように配慮し、下記の活動を確保するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合に施設の応急復旧に努める。

- 1 水防上必要な監視、警戒、通報、連絡体制
- 2 水防上必要な資機材の調達体制
- 3 水門もしくは、閘門の適切な操作
- 4 市町村における相互の協力及び応援体制

第2 主な活動

- 1 水防上必要な資器材の調達、技術的な援助、危険箇所の応急復旧及び速やかな復旧計画の策定
- 2 大規模な火山災害が発生した場合には、臨時点検を行い施設の安全を確認する。異常が認められた場合は、適切な処置をとる。

第3 計画の内容

1 河川施設等応急対策

(1) 基本方針

市の水防活動の支援、河川施設の応急復旧実施及び改良復旧を含めた治水安全度の向上を図る。

(2) 実施計画

- ア 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施するものとする。
- イ 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施するものとする。
- ウ 火山災害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させるものとする。

2 ダム施設応急対策

(1) 基本方針

ダム施設に障害が生じた場合、またはその恐れのある場合は、速やかに臨時点検を行うとともにダム流域の状況を調査する。その結果ダムの安全管理上必要があると認めた場合は、臨機に緊急措置を行い安全を確保する。

(2) 実施計画

ダムを管理する市町村においては、臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとるものとする。

この場合、ダムから行う関係機関及び一般住民への連絡及び警報等は、各ダムの操作規則等の規定によるものとする。

第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

(産業振興対策部、都市建設対策部、消防対策部、関係機関、施設管理者)

第1 基本方針

災害時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。

被害を最小限に抑えるために以下のような応急活動を行う。

第2 主な活動

- 1 建築物や構造物に係る二次災害防止のための活動を実施する。
- 2 危険物施設等に係る二次災害防止のための活動を実施する。
- 3 大規模土砂流出、倒木等の流下による二次災害を防止するための活動を実施する。
- 4 危険箇所の緊急点検等の活動を実施する。

第3 活動の内容

1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

[建築物関係]

災害時に被災した建築物は、倒壊等の危険がある場合もあり、これらの建築物の倒壊による二次災害から市民を守るための措置を講じる必要がある。

[道路及び橋梁関係]

道路・橋梁等の構造物についても倒壊等の二次災害を防止するための措置を講じる必要がある。

(2) 実施計画

[建築物関係]

火山性地震が発生して建築物に被害があった場合は応急危険度判定士の制度を活用する。

また、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

[道路及び橋梁関係]

市内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行うものとする。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

[危険物関係]

危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び住民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

[火薬関係]

火薬類取扱施設は、火山による直接的被害よりも施設の延焼、倒壊等による誘爆・紛失などによる二次災害の危険性がある。

このため、災害時には、火薬類の安全な場所への移設あるいは施設の監視等が重要になる。

〔高圧ガス関係〕

高圧ガス製造施設等は、災害後の火災、爆発、漏洩等により周辺住民に対して被害を与えるおそれがある。

被害を最小限にとどめ、周辺住民、従業員に対する危害防止のため、関係機関は相互に協力し、被害軽減のための活動を行う必要がある。

〔液化石油ガス関係〕

二次災害を防止するためには、状況に応じて液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動及び容器の回収を実施することが必要であり、そのためには、他地区からの応援等を含めた体制が必要である。

〔毒物劇物関係〕

毒物及び劇物を取扱う者は、毒物劇物保管施設が被害を受け二次災害発生のおそれがある場合は、直ちに保健福祉事務所、警察署、消防署等関係機関に対して通報するとともに危害防止のため必要な措置をとる。県は事故処理剤の供給等を行うとともに必要な情報の提供を行う。

(2) 実施計画

〔危険物関係〕

ア 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

市長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、市域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じるものとする。

イ 災害時における連絡

危険物施設において災害時における連絡体制を確立するものとする。

ウ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次項に掲げる項目について指導するものとする。

〔毒物劇物関係〕

(ア) 周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行うものとする。

(イ) 飲料水汚染のおそれがある場合は、水道事業者と連携をとり、水道使用者井戸水使用者に対する通報を行うものとする。

3 大規模土砂流出、倒木等の対策

火山噴火等による火砕流、溶岩流、泥流等の大規模土砂流出に伴う被害の拡大防止、火山噴火等により森林の機能が失われた場合、次期降雨等により、倒木の流下等による二次災害が予想されるため、対策を講じる必要がある。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

大雨等により、地盤に緩みが生じた場合、その後の余震等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から市民を守るための措置を講じる。

(2) 実施計画

緊急点検結果の情報に基づき、避難情報の発令・伝達等の必要な措置をとるものとする。

第34節 ため池災害応急活動

→ 風水害対策編 参照

第35節 農林水産物災害応急活動

→ 風水害対策編 参照

第36節 文教活動

(学校教育班、学校保健給食班、文化政策班、健康こども未来対策部、福祉対策部)

第1 基本方針

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）は多くの幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）を収容する施設であり、災害発生時においては児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、市及び県は、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び授業料の減免等の措置を行う。

第2 主な活動

- 1 児童生徒等の安全な避難誘導、保護者への引き渡し
- 2 被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保
- 3 被災した児童生徒等に対する教科書の供与、授業料減免、就学援助

第3 活動の内容

1 児童生徒等に対する避難誘導

(1) 基本方針

学校長は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画（土砂災害警戒区以内に立地する施設にあっては避難確保計画）に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

(2) 実施計画

ア 市立の学校において、学校長は、火山災害が発生し、または発生するおそれのある場合は、児童生徒等の安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。

(ア) 児童生徒等が登校する前の措置

噴火警報、火口周辺警報などの情報収集に努め、休校の措置の判断を行い、休業とする場合は、児童生徒等に周知するとともに、市教育委員会（以下「市教委」という）にその旨連絡する。

(イ) 児童生徒等が在校中の場合の措置

- a 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で下校又は保護者への引き渡しを行う。
- b 市長等から避難指示等があった場合及び学校長の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。
- c 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたる。

また、避難状況を県教委に報告するとともに、保護者、市及び関係機関に連絡する。

(ウ) 児童生徒等の帰宅、引き渡し、保護

- a 児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、火災や崩落などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定する。
- b 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。
- c 災害の状況及び児童生徒の状況等により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難場所において保護する。

2 応急教育計画

(1) 基本方針

学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(2) 実施計画

ア 市教委は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害発生時の対応、応急教育に関する対策について市立学校を指導及び支援する。

(ア) 学校施設・設備の確保

- a 学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。
- b 学校施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の市立学校の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。

(イ) 教職員の確保

災害により教職員に不足をきたし、教育活動の継続に支障が生じている学校がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える態勢を整える。

(ウ) 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障をきたしているときは、(財)長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

イ 市立学校において、学校長は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。

(ア) 被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、市及び県教委、関係機関へ報告又は連絡する。

(イ) 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じたときは、市教委と連絡をとり、その確保に努める。

(ウ) 教育活動

- a 災害の状況に応じ、市教委と連絡の上、臨時休校等適切な措置を講ずる。
この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者

に連絡する。

- b 被災した児童生徒等を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。
- c 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う
- d 授業の再開時には、市及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

(エ) 児童生徒等の健康管理

- a 必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。
- b 授業再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

(オ) 教育施設・設備の確保

- a 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入り禁止等の措置を行う。
- b 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。
- c 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の市立・県立学校の施設、その他公共施設の利用を図り授業の実施に努める。

(カ) 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障をきたしているときは、市教委と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力するものとする。

3 教科書の供与及び授業料の減免等

(1) 基本方針

市及び県は、被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の供与や、授業料の減免等の措置を実施する。

(2) 実施計画

ア 教科書の供与

市教育委員会は、所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。

市における調達が困難な時は、教育事務所を経由して県教委に調達の斡旋を依頼する。

イ 授業料の減免

市教育委員会は、被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定めその実施に努める。

第37節 飼養動物の保護対策

→ 風水害対策編 参照

第38節 ボランティアの受入れ体制

→ 風水害対策編 参照

第39節 義援物資及び義援金の受入れ体制

→ 風水害対策編 参照

第40節 災害救助法の適用

→ 風水害対策編 参照

第4 1 節 観光地の災害応急対策

(文化スポーツ観光対策部、関係機関)

第1 基本方針

災害時に火山への登山者が被災した場合、また、観光地へ通ずる道路が寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、市、県、国、関係機関が連携し、対応していく。

第2 主な取組み

- 1 観光地で災害が発生した際には市、県、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、観光客の安全を確保する。
- 2 外国人旅行者のために、避難所や災害の情報を提供する。
- 3 火山噴火時の登山者等の安全確保に努める。

第3 活動の内容

1 観光地での観光客の安全確保

- (1) 観光地での火山災害時の市、県、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。
- (2) 火山災害時には、本計画における救助・救急計画に基づき、管轄警察署、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握するものとする。
- (3) 消防機関は観光客の救助活動に当たり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行うものとする。

2 外国人旅行者の安全確保

- (1) 事前登録されている通訳ボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行う。
- (2) 災害時において観光案内所で外国人旅行者の避難誘導、非常用電源の供給を行うものとする。

3 登山者等の安全確保

火山災害時に火山への登山者等が想定される場合は、直ちに情報を登山者等に周知する措置を講ずるとともに、速やかな避難及び下山を支援するものとする。

第 4 章 災害復旧計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

→ 風水害対策編 参照

第2節 迅速な原状復旧の進め方

→ 風水害対策編 参照

第3節 計画的な復興

→ 風水害対策編 参照

第4節 資金計画

→ 風水害対策編 参照

第5節 被災者等の生活再建等の支援

→ 風水害対策編 参照

第6節 被災中小企業等の復興

→ 風水害対策編 参照

第5章 継続災害への対応方針

第1節 避難対策

(総務部)

第1 基本方針

通常の一過性の災害とは異なり、火山災害においては、火山活動が長期にわたり土石流等が、反復する継続的災害となる場合も考えられる。

その場合長期間にわたって、災害と「つきあっていく」ための情報伝達、避難等のための体制が必要となる。

第2 主な取組み

- 1 火山現象に関する情報の伝達体制を整備し、避難誘導体制を強化する。
- 2 土石流等の長期的な反復の可能性のある場合は一時的な避難施設を建設する。

第3 取組みの内容

1 情報伝達体制の整備及び避難誘導体制の強化

(1) 基本方針

災害の長期化が予想される場合には、災害発生等の情報の伝達を迅速かつ的確なものとし避難誘導に活かせる体制を整備して災害に備える必要がある。

(2) 実施計画

災害の長期化が予想される場合には、市、県、関係機関は互いに協力しあって、観測所等の観測情報、災害発生等の情報等が関係機関や住民にいち早く伝達され、住民が迅速に避難でき、又、現場で応急対策を行っている防災関係業務の従事者等が、避難できるようなソフト面、ハード面の整備を行う必要がある。

市は、避難指示等の発令基準の設定、住民への通報体制の整備、避難誘導体制の整備、警戒区域の設定等を行うものとする。

2 一時的な避難施設の建設

市及び県は、土石流、火砕流等が長期間反復して起こる場合は、火山活動の活発化、降水等により被害が予想される場合等に、一時的に住民等が避難できる施設を建設するものとする。

火山噴火等が長期化する場合には、被災の状況、噴火等の動向を勘案しつつ、安全対策を含む復興計画を必要に応じて作成するものとする。

第2節 安全確保対策

(総務部、環境部、都市建設部)

第1 基本方針

雲仙普賢岳の噴火に見られたように火山活動は、一度本格化すると長期化する可能性が高い。また、いつ沈静化するかの予測は難しく根気強い監視が必要である。長野県は、浅間山、御嶽山、焼岳という活火山を抱えており、それら火山の活動活発化に備え監視体制を整える必要がある。

また、災害が長期化した場合には、住民の生活を確保するため、応急仮設住宅等の建設をする。場合によっては、災害が継続中であっても将来の復興を考慮に入れた応急活動を実施する必要がある。

第2 主な取組み

- 1 監視施設の整備を推進し、安全確保に対しの確な情報を得るよう監視体制を整備する必要がある。
- 2 住民生活を確保するため必要に応じて、応急仮設住宅等を建設する。
- 3 将来の復興を考慮に入れた計画的な応急対策を実施する必要がある。

第3 取組みの内容

1 火山泥流、土石流等の安全確保対策

(1) 基本方針

監視施設等より得る情報を早急かつ的確に処理し、警戒避難に関する情報を提供する。
活動の状況を見て可能な対策工事を実施する。

(2) 実施計画

火山活動の情報を伝え、的確な警戒避難体制を敷くための体制を整備するものとする。

2 応急仮設住宅、災害公営住宅の建設等

(1) 基本方針

災害が長期化した場合には、住民の生活を確保するため、必要に応じて応急仮設住宅、災害公営住宅の建設等をする。

(2) 実施計画

ア 応急仮設住宅

(ア) 災害救助法が適用された場合

- ・県に対し、市有地又は私有地の提供をする。ただし、私有地を提供する場合は、市長は、敷地所有者と賃貸契約を行う。なお、敷地所有者から契約期間の履行について法律的担保を求められた場合は、裁判所において即決和解を行う。
- ・知事の委任を受けて、市長は、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。
- ・被災者の状況調査をし、入居者の決定の協力を行う。

(イ) 災害救助法が適用されない場合

- ・応急仮設住宅の設置戸数を決定する。
- ・建設用地を確保する。ただし、私有地については、(a)のただし書きに留意する。

- ・ 応急仮設住宅の設計を行う。
- ・ 建設業者との請負契約を行う。
- ・ 工事監理、竣工検査を行う
- ・ 入居者の決定には、高齢者、障がい者等の優先的入居に配慮する。
- ・ 応急仮設住宅の維持管理を行う。

イ 災害公営住宅

被災地域で 500 戸以上、もしくは、一市町村の区域内で 200 戸以上か 1 割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ滅失した住宅の 3 割に相当する戸数を目途に災害公営住宅を建設する。

ウ 既存公営住宅の再建

既存公営住宅が災害により、滅失又は著しく損傷した場合には、必要に応じ再建する。

3 将来の復興を考慮した対策

継続的な災害の場合には、災害が継続中であっても、必要に応じて復興のための措置を実施する必要があり、応急活動と復旧活動を同時に行わなければならない場合もある。

市及び県は、連携を取りあつて、応急活動の段階から、将来の災害に強いまちづくりを視野に入れた、応急活動が、復興の第一歩となるような対策を講じる必要がある。

第3節 被災者の生活支援対策

(全部局)

第1 基本方針

火山災害が長期化した場合、地域に経済的、社会的に重大な影響を与えることが予想される。

一日も早い地域の復興のためには、場合によっては、災害が継続中であっても、安全性に配慮しつつ被災者の生活再建のための支援や、被災した施設の復旧等の復興へ向けた措置を実施する必要がある。

第2 主な取組み

- 1 被害継続中における生活支援等の被災者支援策を実施する。
- 2 被災施設の復旧等の復興を図る措置を実施する。

第3 取組みの内容

1 生活支援等の被災者支援策

(1) 基本方針

災害が長期化した場合、被災者は職場そのものを失ったり、事業の再開の見通しが立たない、農地の荒廃により農業の継続が困難になる等、生活のための収入の道をたたれ、生活再建が困難となる場合も予想され、被災者の生活再建のためには、積極的な支援策が必要となる。

(2) 実施計画

災害が長期化し、被災者の生活の再建が困難となった場合、被災者の生活支援のため以下のような支援策について検討を要する。

- ア 生活安定のための支援（生活資金の貸付等）
- イ 住宅の確保（住宅再建時の助成及び資金の融資）
- ウ 事業の維持、再建への支援（金融対策、移転再開経費等の援助等）
- エ 再就職と雇用の安定（職業訓練、就職奨励）

2 被災施設の復旧等復興を図る措置

災害の長期化により、地域社会に重大な影響が及ぶ場合、災害継続中においても被災した施設の復旧にとどまらず、被災地域全体の復興のための措置の実施が必要となる。

被害が広範囲にわたり地域社会に重大な影響を及ぼしている場合、市及び県は関係機関の協力を得て地域の特性、災害の特性を考慮した上で、地域全体の復興のための総合的広域的な対策を講じる必要がある。

また、その施設が被災した場合、災害継続中であっても、火山活動の状況を踏まえつつ、できる限り安全な場所に同等の機能を果たす施設の再建を行う。